

社会的弱者を支える 個人情報情報の活用

新たな制度
の可能性

シンポジウム
入場無料

定員100名

3月12日(月)13:00-17:00

フクラシア丸の内オアゾ15階 会議室C



安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築

Creating a Safe and Secure Living Environment in the Changing Public and Private Spheres

開催趣旨

外からは見えにくいところで起きる、当事者は適切に援助希求できるとは限らない…こうした支援機関の介入が簡単ではない問題に、どのように対応して社会をより安全にしていけばいいのでしょうか？

個人情報を適切に活用して支援するというのは重要な観点です。児童虐待などに対する社会の関心は高まりつつあり、支援のための情報共有などの制度も整備されつつあります。しかし、個人の保護のために、必要に応じて個人情報が活用されているのでしょうか？

今回のシンポジウムでは、社会的弱者（「判断能力が不足する人」）の個人情報活用に際しての同意にフォーカスして、皆様とともに考えます。

地域には様々な問題を抱えて生活している人がいます。こうした人々が周囲から孤立すると、ときに家庭内での様々なかたちでの暴力など痛ましい事態が生じる恐れがあります。

地方公共団体などによる支援には個人情報の利用が欠かせません。しかし、個人情報保護法は、特にSOSを出すことが難しい認知症や障害などを抱える人、子どもなどの社会的弱者の同意について明示していません。

代諾者の選定、同意の取得方法、第三者提供の例外規定の適用など、現場はときに難しい判断を迫られながら支援にあたっています。どうすれば人々の権利を守りながら、より現場の方々が動きやすい環境を整え、支援を拡充していくことができるのでしょうか。現行の法制度の運用方策や、場合によっては新たな制度を提案していくために、議論を深めていきたいと思えます。

「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」研究開発領域 総括 山田 肇

プログラム ※予定です。変更になる場合があります。

13:00 開会・イントロダクション～公私空間で起きていること

—子どもの同意にかかわる問題 山田 肇（領域総括／情報通信政策フォーラム）

—高齢者の同意にかかわる問題 藤田 卓仙（名古屋大学・慶應義塾大学）

13:20 講演 個人情報保護法と代理人の同意 手塚 悟（慶應義塾大学）

13:40 講演 安全な暮らしをつくるための新たな制度の可能性について 横野 恵（早稲田大学）

14:15 休憩

14:30 話題提供

—個人情報保護法制2000個問題 鈴木 正朝（新潟大学）

—災害時における個人情報の活用 岡本 正（銀座パートナーズ法律事務所）

—個人情報活用に向けた情報基盤の在り方 松本 泰（領域アドバイザー／セコムIS研究所）

15:00 パネルディスカッション&フロアとの討議

16:50 まとめ

17:00 閉会

お願い

- 撮影・録音・録画はご遠慮願います。
- メディアの方で撮影等ご希望される場合は、お手数ですが受付スタッフへお声掛けください。
- 休憩中に中間コメントを回収しますので、ご協力をお願いします。
- アンケートは終了後に回収しますので、ご意見をお寄せください。

高齢者の同意にかかわる問題について

2018/3/12

藤田 卓仙

名古屋大学大学院 経済学研究科、医学部附属病院 メディカルITセンター

慶應義塾大学 医学部精神・神経科学教室、メディカルAIセンター

国立国際医療研究センター グローバルヘルス政策研究センター

東京大学先端科学技術研究センター 知的財産法分野

理化学研究所 医薬プロセス最適化プラットフォーム推進グループ

高齢者の安全で自律的な経済活動を見守る社会的ネットワークの構築



新しい社会的ネットワークの構築に向けた政策提言

高齢者がいつまでも自律的かつ安全に経済活動に参加して活躍できる社会の実現へ。

判断力低下を検知するためのデータ解析手法の開発

金融機関の個人口座のデータや購買活動のデータからファジィ推論、学習器など人工知能技術を活用して能力低下を検知するシステムを開発。



認知症発症による経済活動の変化に関する実態把握

病院に通院する認知症患者及び介護者を対象とした家計の実態調査を計画。



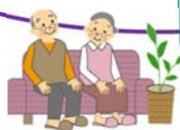
保護と自律のバランスが取れた個人情報保護法制の検討

シンポジウム
「判断能力が低下した人の個人情報保護について考える」
2016. 9.11 (日) 開催

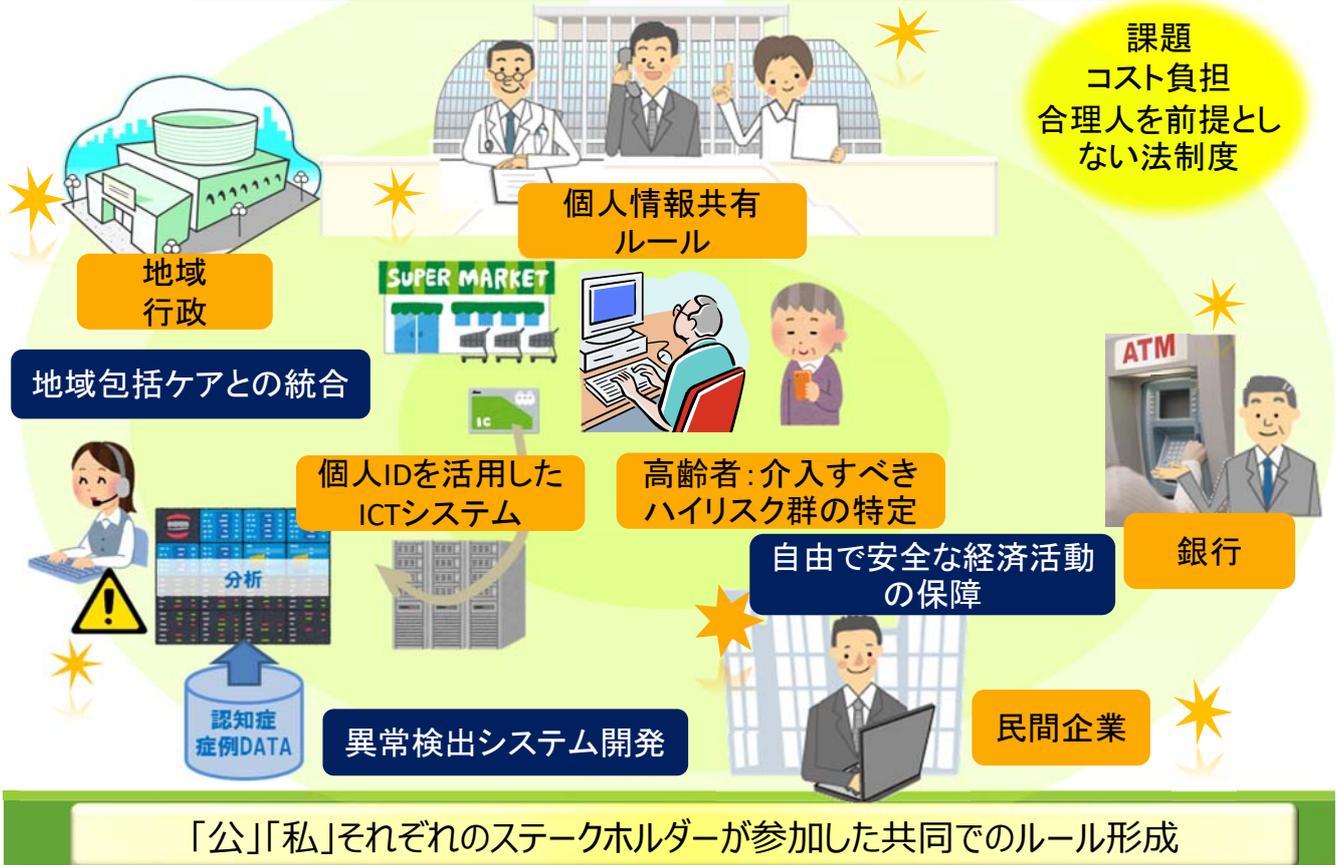


認知症への経済的備えと金融リテラシーに関する検討

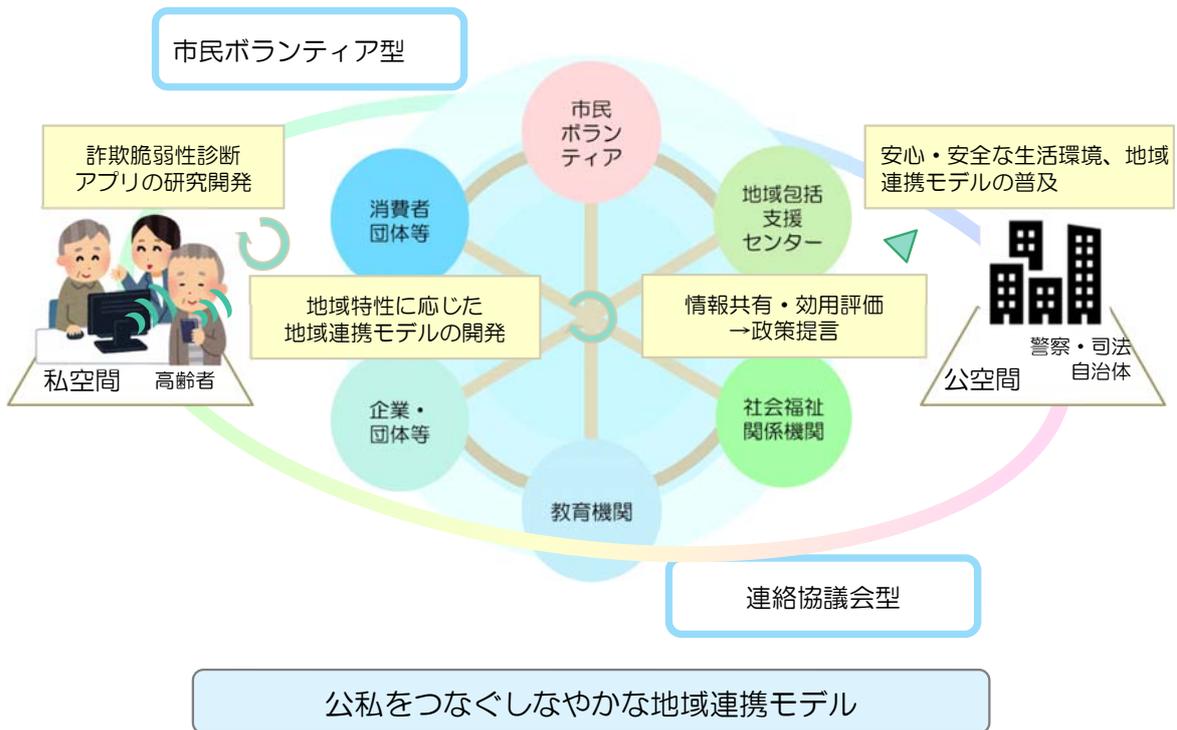
全国の健常高齢者約2000名を対象に調査を実施。結果を解析中。



公私の連携で高齢者の安全な経済活動を支援する社会の提示



高齢者の詐欺被害を防ぐしなやかな地域連携モデルの研究開発
 研究代表者：渡部 諭（秋田県立大学）



プロジェクトから 見えてきた課題

1. 本人同意に関する課題

判断能力の低下した高齢者の同意に関して、個人情報保護法において本人以外による同意の位置づけが定まっておらず、課題が大きい
(詳細は次スライド)

2. その他個人情報保護法制等の課題

- ・個人情報保護法制2000個問題
⇒詳細は鈴木先生から
- ・医療分野における課題（医療・研究・ビジネスの切り分け等）
- ・（ゲノムを含めた）要配慮個人情報や匿名加工情報、マイナンバーの扱い等
- ・死者の情報をどのように扱うか
- ・通信の秘密との関連
- ・縦割り行政等同一組織内での情報共有
- ・社会的な意識

5

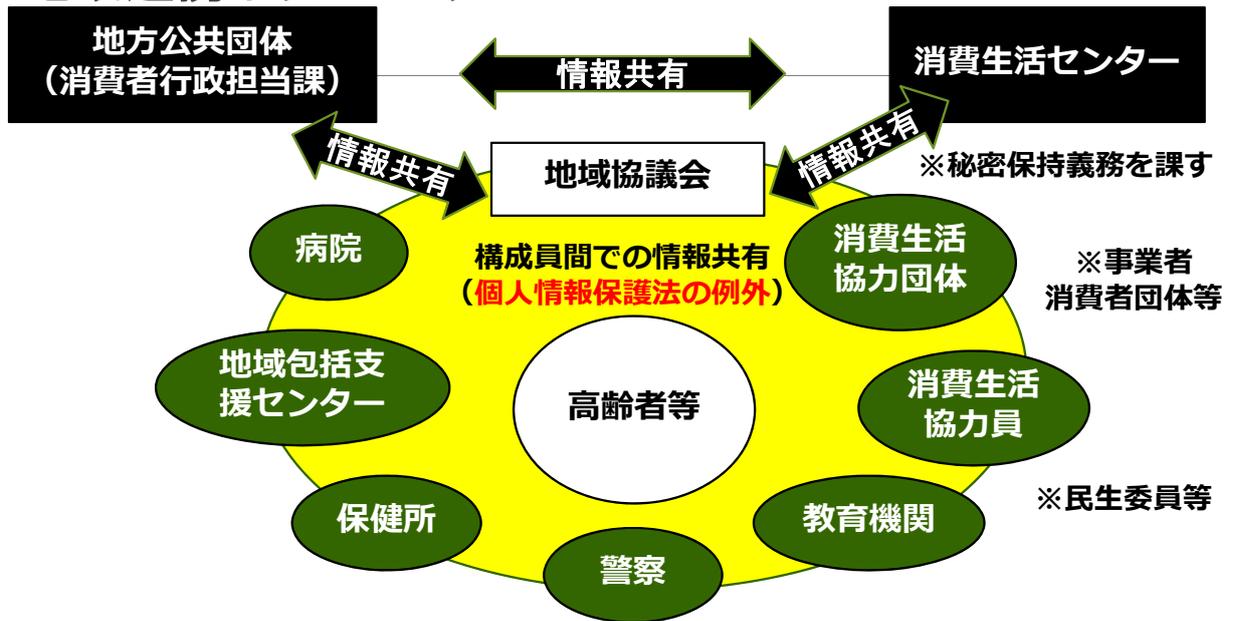
本人の同意に関する課題

- ・どのように同意能力を判定するか。
- ・本人の事前の意思をどう扱うか。
信託や契約等でカバー可能か。
- ・利用規約等同意をどのように取るか。
- ・同意の代理をどう位置づけるか。
- ・代諾者をどのように設定するか。
代諾者と本人とで利害対立がありうる
- ・同意がなくても情報共有が可能な場合はどのような場合か。

- ・特別法による個人情報の共有
母子保健法、児童福祉法、消費者安全法、災害対策基本法等
⇒義務規定ではない（～～することができる）
射程外（平時等）の情報共有をどうするか

6

改正消費者安全法/消費者安全確保地域協議会 地域連携ネットワーク



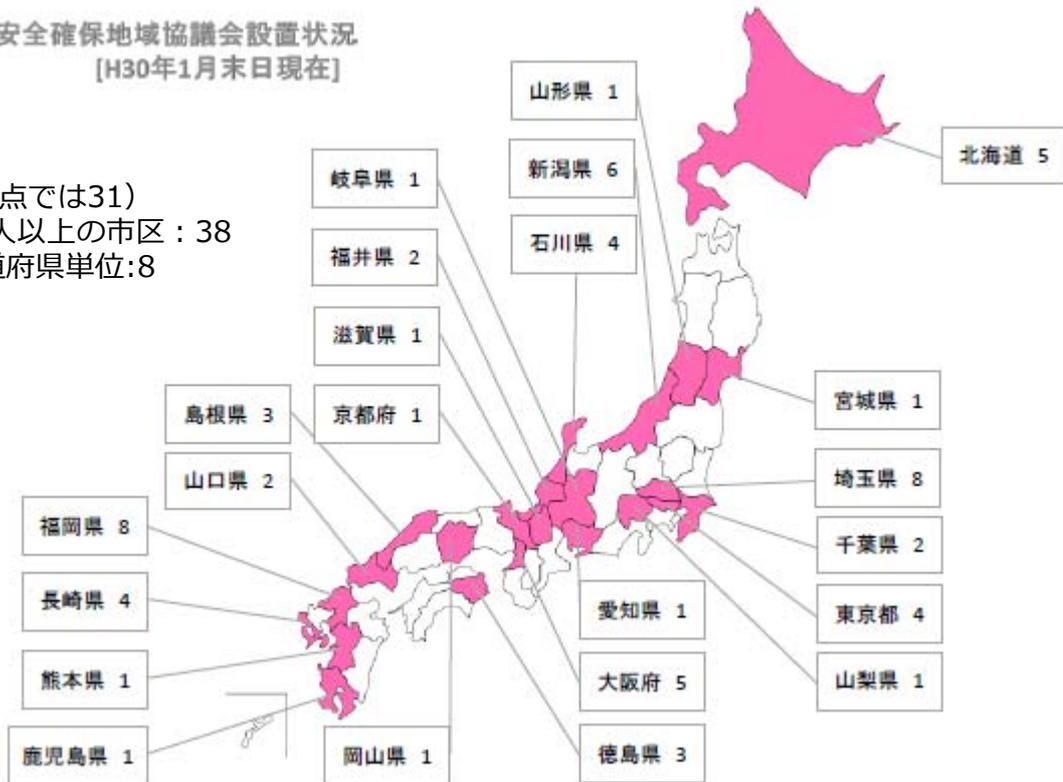
消費者庁HP: http://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2017/244/doc/20170411_shiryou2_1.pdf

- 改正消費者安全法：平成26年6月公布、平成28年4月施行**
- ・ 構成員間での情報共有が可能 (必ずしも本人の同意がなくても個人情報の共有が可能)
 - ・ 既存の組織に消費者被害への対応を位置づけることで地域協議会とすることが可能

7

消費者安全確保地域協議会設置状況
[H30年1月末日現在]

全国：66
(H29年時点では31)
うち5万人以上の市区：38
都道府県単位：8



消費者安全法の条文から

第十一条の三 国及び地方公共団体の機関であって、消費者の利益の擁護及び増進に関連する分野の事務に従事するもの（以下この条において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域における消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

第十一条の四 協議会は、前条の目的を達成するため、必要な情報を交換するとともに、消費者安全の確保のための取組に関する協議を行うものとする。

2 協議会の構成員（次項において単に「構成員」という。）は、前項の協議の結果に基づき、消費者安全の確保のため、消費生活上特に配慮を要する消費者と適当な接触を保ち、その状況を見守ることその他の必要な取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成員が行う消費者安全の確保のための取組に関し他の構成員から要請があった場合その他の内閣府令で定める場合において必要があると認めるときは、構成員に対し、消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4（略）

第十一条の五（協議会の秘密保持義務）

第十一条の七（消費生活協力団体及び消費生活協力員の活動） 第十一条の八（消費生活協力団体及び消費生活協力員の秘密保持義務）

消費者安全法第11条の2の運用に関するガイドライン（H27年3月）

地域協議会を組織していない地方公共団体に対しては、法第11条の2の規定に基づいて情報を提供することはできない。

また、地域協議会が、法第11条の2の規定により提供された情報を、見守り等の取組（見守りの他には、見守りに付随して行う消費者安全確保のための啓発や広報等が考えられる。）以外の活動を行う場合に用いることはできない。

※第11条の2の規定：地方公共団体の長に対し当該地方公共団体の住民に関する情報の提供ができる

消費者安全の確保に関する 基本的な方針

(平成28年4月1日内閣総理大臣決定)

こうした制度（※地域協議会の制度）の活用も含め、国は、地域における見守りネットワークの構築を支援していく。地方公共団体は、消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報を始めとする情報について、ガイドラインの規定を参考に、適切な方法により管理する必要がある。

また、高齢者及び障害者の消費者トラブルの防止に向けて、全国規模で活動する障害者団体・高齢者団体、国の行政機関等を構成員とする高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会を開催し、消費者トラブルの情報共有や各会合での申合せを通じ、地域における見守りネットワーク構築の取組を推進する。

消費者庁HPの事例集から

都道府県が先行して設置し、各市町村における設置を支援している事例
〈北海道〉

県警察本部主体の会議を法定協議会とした事例〈福井県〉

シンポジウムを開催し多様な団体と連携して設置した事例〈船橋市（千葉県）〉

等、地方公共団体における消費者安全確保地域協議会設置事例

地域包括支援センターとの連携強化による高齢者被害の防止〈東京都西東京市〉

民生委員、警察等と連携した高齢者の消費者被害防止活動〈福井県敦賀市〉

等、地域における見守りネットワーク構築に向けた取組事例

滋賀県野洲市の事例



野洲市暮らし支えあい条例 (H28年10月1日施行)

に基づき、消費者庁からの情報と野洲市が保有しているPIO-NET情報、高齢者、障害者情報及び協議会の構成員である警察の保有する情報と照らし合わせて、事務局が「見守りリスト」を作成。個人情報提供の範囲については、実際に見守りを行う担当者の範囲において提供。

(付録) 事例集に掲載する地域協議会の構成員表

※ ○が付してある関係機関・団体等が平成 29 年 3 月末時点で、各地方公共団体の地域協議会において構成員となっていることを示しています。また、代表的な関係機関・団体等のみを一般的な名称で挙げていますので、構成員の正式名称や以下に記載する構成員以外の構成員の有無など、詳細については本文を御参照ください。

	北海道	福井県	愛知県	仙台市	船橋市	板橋区	吉川市	佐渡市	野洲市	交野市	松江市	小巖町	富里市	板野町	苅田町
消費行政担当部局 (センター)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
消費生活協力団体・協力員													○		
消費者団体	○	○	○	○		○								○	
福祉関係部局	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
地域包括支援センター			○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
介護支援専門員、相談支援専門員		○			○				○	○		○			
民生委員・児童委員、民生・児童委員協議会	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○
社会福祉協議会	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○
病院、医師、歯科医師等			○						○	○		○			
保健所										○					
警察	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
弁護士会、弁護士	○		○	○	○			○							
司法書士会、司法書士	○		○	○											
教育関係部局、教育委員会	○				○				○				○	○	
学校協会、校長会等	○					○									
事業者、事業者団体	○	○	○	○		○			○	○	○	○		○	○
その他民間団体 (注)	○	○	○	○	○	○				○		○	○	○	○

(注) 町内会・防犯協会等の地縁団体、消費者団体には該当しないNPO・民間団体

個人情報保護法と代理人の同意

2018年3月12日

慶應義塾大学

手塚 悟

目次

- 1. はじめに**
- 2. 個人情報保護法とは？**
- 3. 個人情報とは？**
- 4. 事業者が守るべきルール**
- 5. ビッグデータ時代への対応**
- 6. 本人の同意**

1. はじめに

○平成29年5月30日から、個人情報を取り扱うすべての事業者に**個人情報保護法**が適用される。

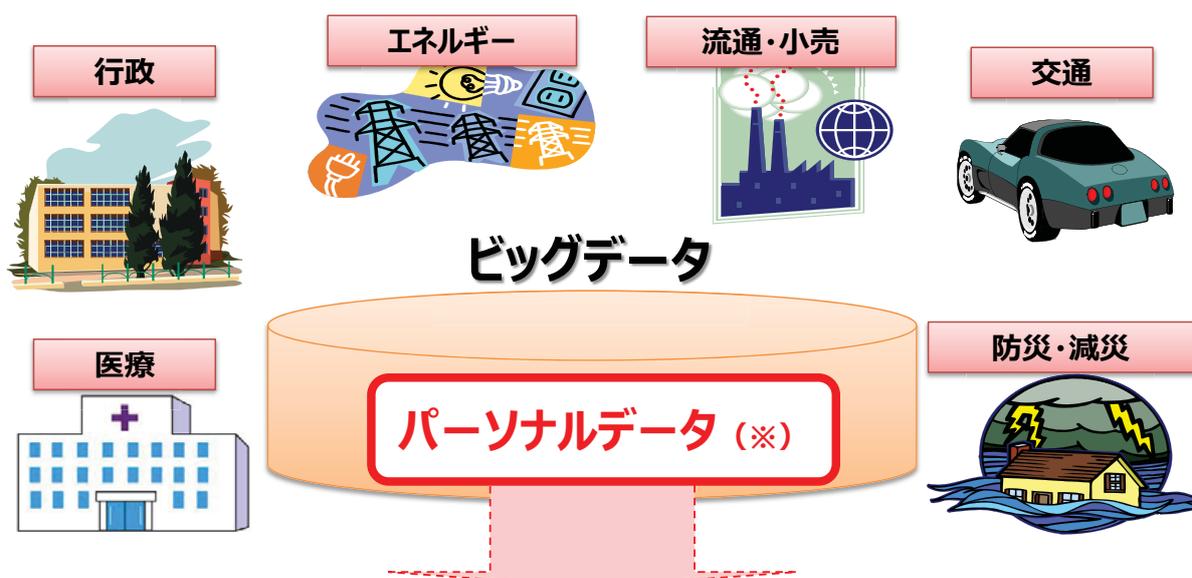
○改正個人情報保護法の全面施行後（平成29年5月30日）の取扱いについて説明する。



2

1. はじめに

● 制度改正の背景と課題



プライバシー保護にも配慮したパーソナルデータ利活用のためのデータ利用環境整備が喫緊の課題

※「ビッグデータ」のうち、特に利用価値が高いと期待されている、個人の行動・状態等に関するデータ

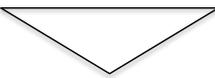
3

1. はじめに

● 個人情報保護法の改正：背景と課題

2003年「個人情報の保護に関する法律」成立（2005年全面施行）

環境の変化



情報通信技術の発展により、制定当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能に

1. グレーゾーンの拡大

個人情報に該当するかどうかの判断が困難ないわゆる「グレーゾーン」が拡大

2. ビッグデータへの対応

パーソナルデータを含むビッグデータの適正な利活用ができる環境の整備が必要

3. グローバル化

事業活動がグローバル化し、国境を越えて多くのデータが流通

4

目次

1. はじめに
2. 個人情報保護法とは？
3. 個人情報とは？
4. 事業者が守るべきルール
5. ビッグデータ時代への対応
6. 本人の同意

1

2. 個人情報保護法とは

- **個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性**とのバランスを図るための法律
- 基本理念を定めるほか、**民間事業者の個人情報の取扱い**について規定



個人情報保護法の目的

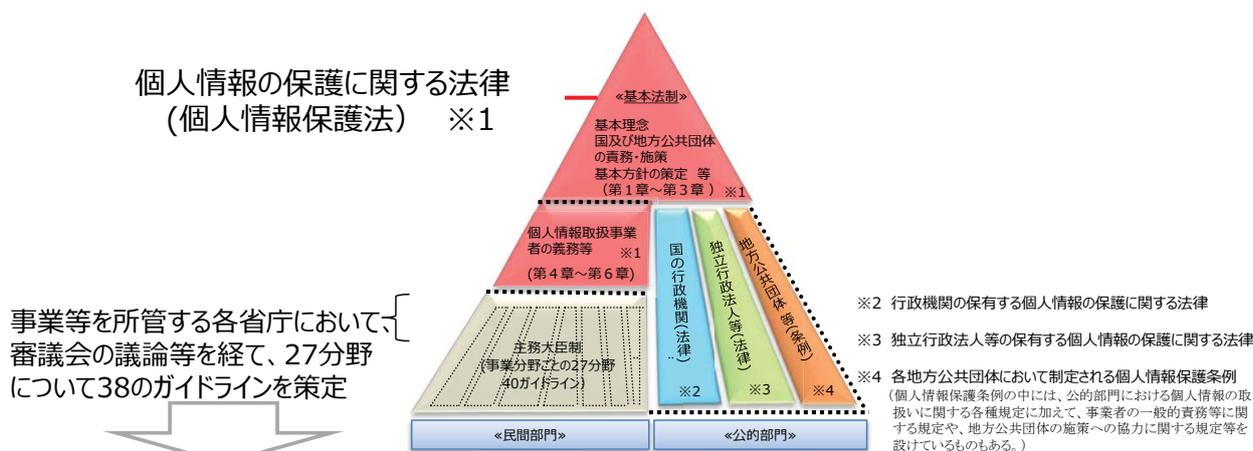
第1条

この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大している ことに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う**事業者の遵守すべき義務等を定める**ことにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の**個人情報の有用性に配慮**しつつ、**個人の権利利益を保護**することを目的とする。

6

2. 個人情報保護法とは

● 個人情報保護制度の体系



分野	所管省庁	分野	所管省庁	分野	所管省庁	分野	所管省庁
医療（一般）	厚生労働省	放送	総務省	雇用管理（一般）	厚生労働省	福祉	厚生労働省
医療（研究）	文部科学省 厚生労働省 経済産業省	郵便	総務省	雇用管理（船員）	国土交通省	国土交通	国土交通省
	文部科学省 厚生労働省	信書便	総務省	職業紹介等（一般）	厚生労働省	環境	環境省
	厚生労働省	経済産業	経済産業省	職業紹介等（船員）	国土交通省	防衛	防衛省
金融	金融庁	警察	国家公安委員会	労働者派遣（一般）	厚生労働省		
信用	経済産業省	法務	法務省	労働者派遣（船員）	国土交通省		
電気通信	総務省	外務	外務省	労働組合	厚生労働省		
		財務	財務省	企業年金	厚生労働省		
		文部科学	文部科学省	農林水産	農林水産省		

7

2. 個人情報保護法とは

● 個人情報保護法の改正の概要

○平成27年9月 改正個人情報保護法が成立（施行は平成29年5月30日）

● 改正のポイント ●

1. 個人情報保護委員会の新設

個人情報取扱事業者に対する監督権限を各分野の主務大臣から委員会に一元化。

2. 個人情報の定義の明確化

- ①利活用に資するグレーゾーン解消のため、個人情報の定義に身体的特徴等が対象となることを明確化。
- ②要配慮個人情報（本人の人種、信条、病歴など本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性のある個人情報）の取得については、原則として本人同意を得ることを義務化。

3. 個人情報の有用性を確保（利活用）するための整備

匿名加工情報（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報）の利活用の規定を新設。

4. いわゆる名簿屋対策

- ①個人データの第三者提供に係る確認記録作成等を義務化。（第三者から個人データの提供を受ける際、提供者の氏名、個人データの取得経緯を確認した上、その内容の記録を作成し、一定期間保存することを義務付け、第三者に個人データを提供した際も、提供年月日や提供先の氏名等の記録を作成・保存することを義務付ける。）
- ②個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で第三者に提供し、又は盗用する行為を「個人情報データベース提供罪」として処罰の対象とする。

5. その他

- ①取り扱う個人情報の数が5000以下である事業者を規制の対象外とする制度を廃止。
- ②オプトアウト（※）規定を利用する個人情報取扱事業者は所要事項を委員会に届け出ることを義務化し、委員会はその内容を公表。（※本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止する場合、本人の同意を得ることなく第三者に個人データを提供することができる。）
- ③外国にある第三者への個人データの提供の制限、個人情報保護法の国外適用、個人情報保護委員会による外国執行当局への情報提供に係る規定を新設。

8

2. 個人情報保護法とは

●（参考）個人情報保護委員会とは

沿革

- 平成26年1月1日 特定個人情報保護委員会 設置
（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第36条）
- 平成28年1月1日 個人情報保護委員会 設置
（特定個人情報保護委員会から改組）
（個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律第1条及び第4条）

所掌事務（平成28年8月時点）

- （1）マイナンバー制度に関する事務（監視・監督、特定個人情報保護評価）
- （2）個人情報保護法に関する事務（個人情報保護法を所管）
※改正個人情報保護法の全面施行後は、同法に基づく監視・監督業務が追加。
- （3）上記（1）、（2）に共通する事務（広報・啓発、国際協力等）

組織

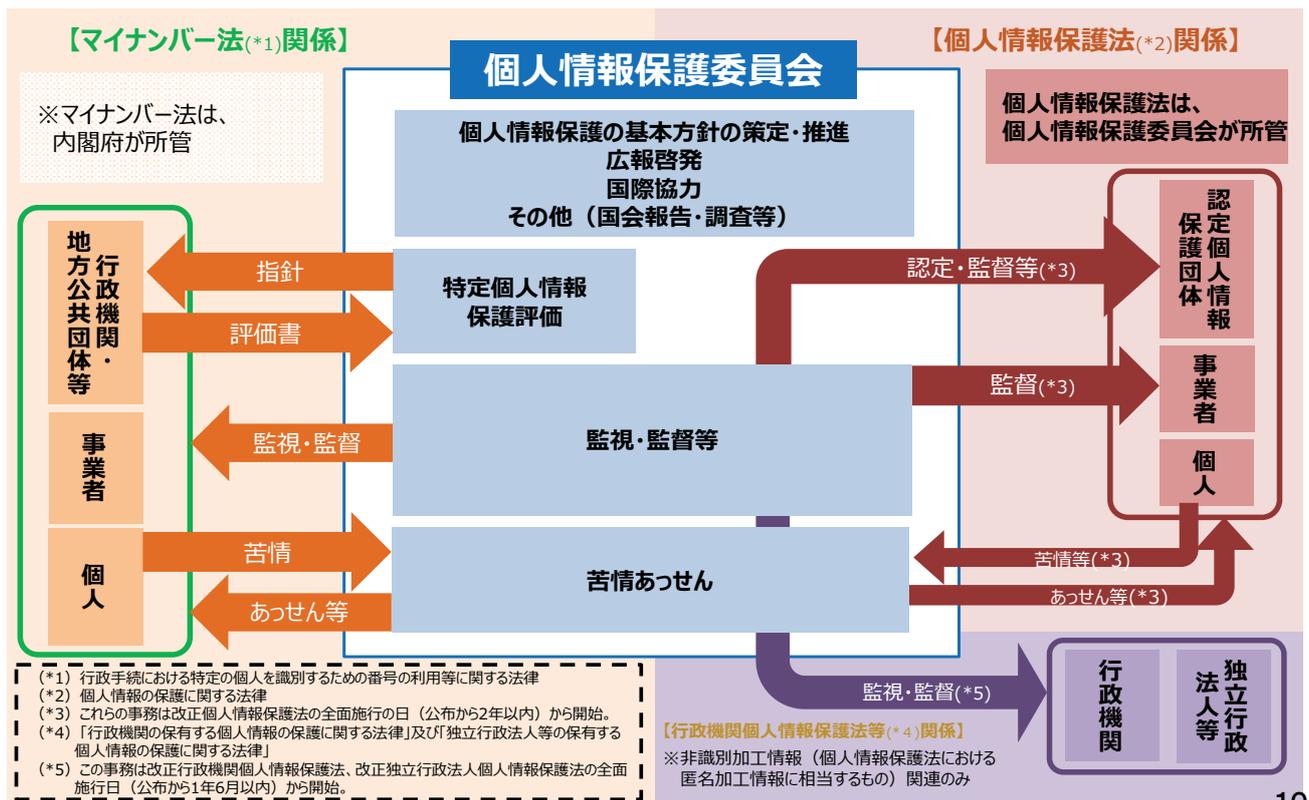
- 委員長1名・委員8名（合計9名）の合議制（行政委員会）
- 委員長・委員は独立して職権を行使（任期5年）
- 委員会事務局の職員数：97名（平成28年8月1日現在）



9

2. 個人情報保護法とは

●（参考）個人情報保護委員会の所掌事務



10

目次

1. はじめに
2. 個人情報保護法とは？
3. 個人情報とは？
4. 事業者が守るべきルール
5. ビッグデータ時代への対応
6. 本人の同意

3. 個人情報とは

個人情報の定義

【改正前】

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

【改正後】

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（**文書、図画若しくは電磁的記録**（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- 二 個人識別符号が含まれるもの

※青字：改正部分 下線：変更のない部分

16

3. 個人情報とは

○改正法の内容

- 個人情報の定義の明確化を図るため、その情報単体でも個人情報に該当することとした「**個人識別符号**」の定義を設けた。
- 「個人識別符号」は以下①②のいずれかに該当するものであり、政令・規則で個別に指定される。
 - ① 身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号
⇒**DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋**
 - ② サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号
⇒**公的な番号**
旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証等

※他の情報と容易に照合することで特定の個人を識別することができる情報は、改正後も現行法と同様に個人情報に該当する。

17

1. はじめに
2. 個人情報保護法とは？
3. 個人情報とは？
4. **事業者が守るべきルール**
5. ビッグデータ時代への対応
6. 本人の同意

4. 事業者が守るべきルール

- ① 個人情報を**取得・利用**する時のルール
⇒個人情報を取得した場合は、その利用目的を本人に通知、又は公表すること（あらかじめ利用目的を公表している場合を除く。）
- ② 個人情報を**保管**する時のルール
⇒情報の漏えい等が生じないように安全に管理すること
- ③ 個人情報を**他人に渡す**時のルール
⇒個人情報を本人以外の第三者に渡すときは、原則として、あらかじめ**本人の同意**を得ること
- ④ 個人情報を**外国にいる第三者に渡す**時のルール
- ⑤ 本人から個人情報の**開示を求められた**時のルール
⇒本人からの請求に応じて、個人情報を開示、訂正、利用停止等すること

4. 事業者が守るべきルール ① - 取得・利用

- ✓ どのような目的で個人情報を利用するのかについて、具体的に特定する。
- ✓ 特定した目的は、公表しておく。あらかじめ公表していない場合には、本人に通知、又は公表する。
 - ※個人情報を取得する際に利用目的が明らかであれば逐一相手に伝える必要はありません。
- ✓ 取得した個人情報は特定した利用目的の範囲内で利用する。
 - ・商品を配送するためだけに取得したお客様の住所を使って自社の商品の宣伝はできません。
- ✓ すでに取得した個人情報を他の目的で利用したい場合には、**本人の同意**を得る。
- ✓ **要配慮個人情報を取得する時は、本人の同意が必要。**
⇒詳細は次ページ参照

20

～ 要配慮個人情報とは ～

- 取得については、原則として事前に**本人の同意**を得る必要のある情報。
- 個人情報保護法の改正により新たに導入された定義。
- 次のいずれかに該当する情報を「要配慮個人情報」とし、一段高い規律とする。
 - ・人種、信条、社会的身分、病歴、前科・前歴、犯罪被害情報
 - ・その他本人に対する不当な差別、偏見が生じないように特に配慮を要するものとして政令で定めるもの
 - 身体障害・知的障害・精神障害等があること
 - 健康診断その他の検査の結果
 - 保健指導、診療・調剤情報
 - 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索等の刑事事件に関する手続が行われたこと
 - 本人を非行少年又はその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたこと

21

4. 事業者が守るべきルール ② - 安全管理

- ✓ **安全に管理するための措置をとる。**
 - ・紙の顧客台帳はカギのかかる引き出しで保管
 - ・パソコン上の顧客台帳にはパスワードを設定
 - ・顧客台帳を管理するパソコンにウィルス対策ソフトを入れるなど
- ✓ **正確で最新の内容に保ち、必要がなくなったときはデータを消去するよう努める。**
- ✓ **従業員に対して、必要かつ適切な監督を行う。**
 - ・従業員が会社で保有する個人情報を私的に使ったり、言いふらしたりしないよう、社員教育を行う
- ✓ **個人情報の取扱いを委託する場合、委託先に対して必要かつ適切な監督を行う。**

22

4. 事業者が守るべきルール ③ - 他人に渡す場合

- ✓ **個人情報を第三者に提供する時は、原則として本人の同意が必要。**
 - 例外：①法令に基づく場合
 - ②人の生命、身体又は財産の保護のため（かつ本人の同意を得ることが困難）
 - ③公衆衛生・児童の健全な育成のため（かつ本人の同意を得ることが困難）
 - ④国や地方公共団体等への協力
- ✓ **本人の同意を得ない場合には、以下(1)～(3)の手続をする（いわゆるオプトアウト手続）。ただし、要配慮個人情報については、この手続による提供は禁止。**
 - (1)本人の求めに応じて、その本人のデータの提供を停止することとする。
 - (2)以下の①～⑤をHPに掲載するなど、本人が容易に知ることができる状態にしておく。
 - ①第三者提供を利用目的としていること、②提供される個人データの項目、③提供の方法、④本人の求めに応じて提供を停止すること、⑤本人の求めを受け付ける方法
 - (3)本人に通知した事項を個人情報保護委員会に届け出る（個人情報保護委員会はこれを公表する。）。
- ✓ **業務の委託、事業の承継、共同利用は、第三者提供には当たらない。**
- ✓ **第三者へ提供した時は、受領者の氏名等を記録し、一定期間保存する。**
- ✓ **第三者から個人データを受け取る時は、提供者の氏名等、取得経緯を確認し、受領年月日、確認した事項等を記録し、一定期間保存する。**
 - ⇒詳細は次ページ参照

23

～ 第三者提供時の確認・記録義務とは ～

記録義務に関する委員会規則（案）の内容

本規定は名簿屋対策が目的のため、一般的なビジネスの実態に配慮して次のとおり整理する。

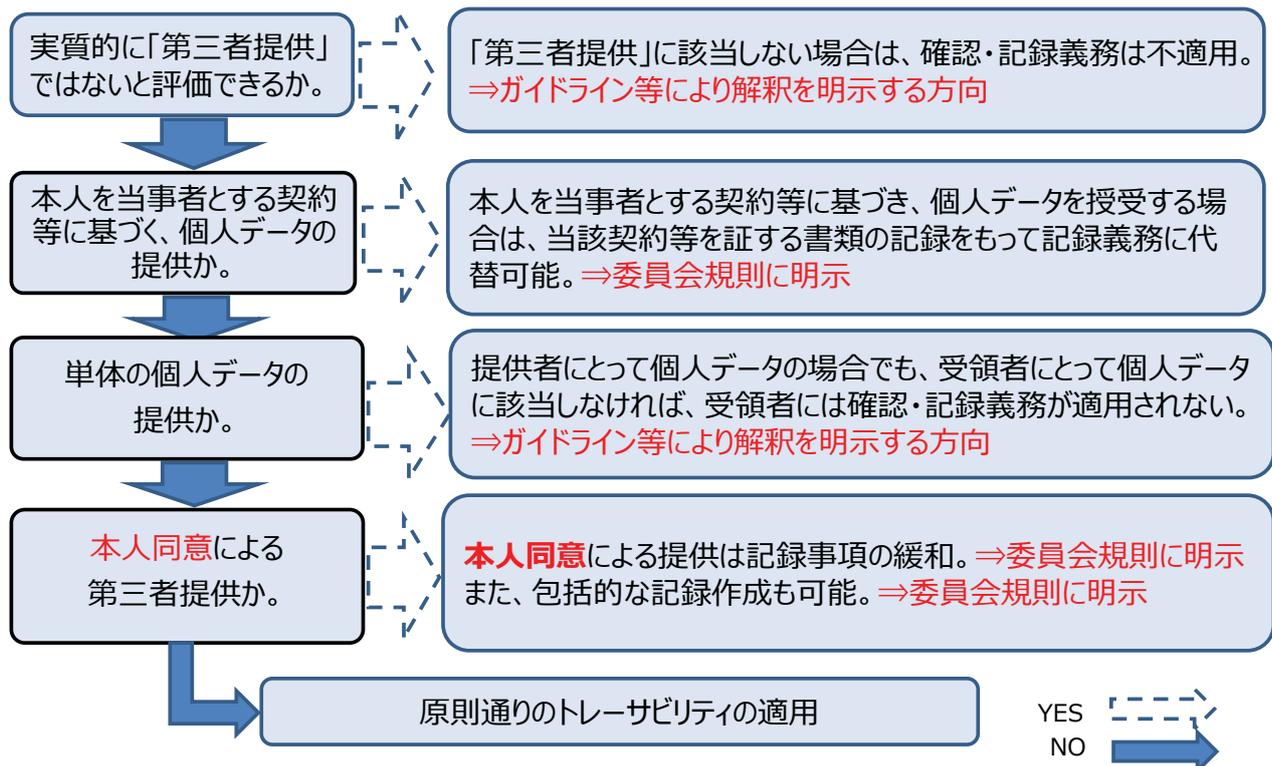
- 記録事項として、第三者提供について**本人同意**がある場合は、提供年月日の記録は不要とする。
- 記録の保存期間については、原則3年とするが、本人に対する物品等の提供に関連して**本人同意**のもとで第三者提供した場合は1年とする。
- 本人との契約等に基づく提供については、既存の契約書等で代替可能とする。
- 反復継続して提供する場合は包括的な記録で足りることとする。

ガイドラインでは、一般的なビジネスの実態に配慮して、次のようなケースでは確認・記録義務がかからないと整理する予定（解釈で対応）

- ・本人による提供と整理できるケース（例：SNS上の個人のプロフィール）
- ・本人に代わって提供と整理できるケース（例：銀行振込）
- ・本人側への提供と整理できるケース（例：同席している家族）
- ・「個人データ」に該当しないと整理できるケース（例：名刺1枚）等

24

～ 確認・記録義務の基本的な考え方 ～



※平成28年7月29日付委員会資料「改正個人情報保護法第25条・第26条の確認・記録義務の方向性と委員会規則（案）の対応表」より抜粋

25

4. 事業者が守るべきルール ④ - 外国の第三者に渡す場合

✓ 次の①～③のいずれかに該当する必要がある。

- ① 外国にある第三者へ提供することについて、**本人の同意**を得る。
- ② 外国にある第三者が個人情報保護委員会の規則で定める基準に適合する体制を整備している。
- ③ 外国にある第三者が個人情報保護委員会が認めた国に所在する。

外国への第三者提供に関する規則（案）の内容

②の「個人情報保護委員会の規則で定める基準適合する体制」について、一般的なビジネスの実態に配慮して次に該当するものと整理する。

- 提供を受ける者における個人データの取扱いについて、**適切かつ合理的な方法**により、個人情報保護法の趣旨に沿った**措置の実施が確保**されていること
- 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る**国際的な枠組みに基づく認定**を受けていること

ガイドラインでは、規則で定められた基準について、具体的な事例も交えて分かりやすく示す予定。

- ・「適切かつ合理的な方法」の例：委託契約やグループ企業の内規・プライバシーポリシー等
- ・「個人情報保護法の趣旨に沿った措置」の具体例：OECD、APEC等の国際的な枠組みの基準に基づいて記載する予定
- ・「個人情報の取扱いに係る国際的な枠組み」：「APECの越境プライバシールール（CBPR）システム」を記載する予定。

26

4. 事業者が守るべきルール ⑤ - 開示請求への対応

✓ **本人からの請求に応じて、個人情報を開示、訂正、利用停止等する。**
(保有個人データに当たる場合のみ)

※保有個人データ：

その事業者が開示等の権限のある個人データ（6か月以内に消去するものを除く。）
他の事業者からデータの編集作業のみを委託されて渡された個人データなどは、保有個人データには該当しない。

- ✓ **以下の①～⑤について、HPに公表するなど本人の知り得る状態に置く。**
①事業者の名称、②利用目的、③請求手続の方法、④苦情の申出先、
⑤認定個人情報保護団体に加入している場合、当該団体の名称及び苦情申出先
- ✓ **個人情報の取扱いに関する苦情を受けた時は、適切かつ迅速に対処する。**

27

4. 事業者が守るべきルール – 罰則

- ✓ 事業者のルールの遵守状況は個人情報保護委員会が監督する。
- ✓ 監督に従わない場合には罰則が適用される可能性も。

● 国の監督

国は事業者に対して、必要に応じて報告を求めたり立入検査を行うことができる。また、実態に応じて、指導・助言、勧告・命令を行うことができる。

● 罰則

- 国からの命令に違反した場合
⇒ 6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 虚偽の報告等をした場合
⇒ 30万円以下の罰金
- 従業員等が不正な利益を図る目的で個人情報データベース等を提供、又は、盗用した場合（個人情報データベース等不正提供罪）
⇒ 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

28

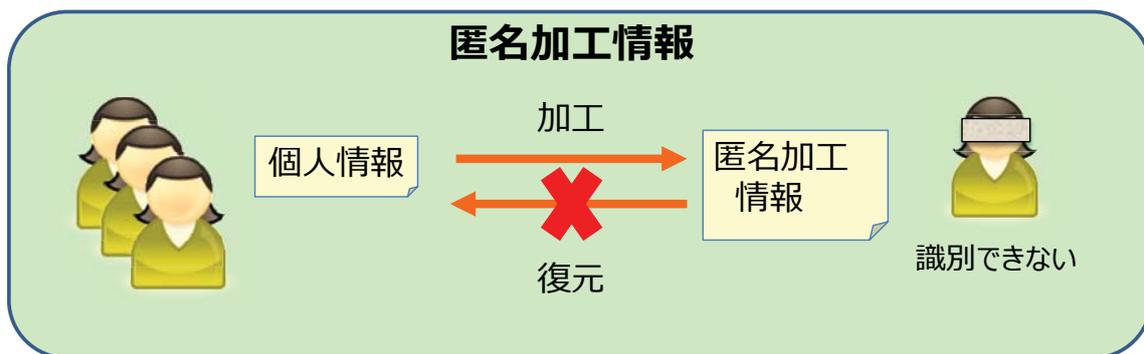
目次

1. はじめに
2. 個人情報保護法とは？
3. 個人情報とは？
4. 事業者が守るべきルール
5. **ビッグデータ時代への対応**
6. 本人の同意

5. ビッグデータ時代への対応

◆ 匿名加工情報の制度

- 匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報。
- 個人情報の取扱いよりも緩やかな規律（作成時、第三者提供時の公表等）の下、自由な流通・利活用を促進することを目的に個人情報保護法の改正により新たに導入。
- 匿名加工情報の作成方法の基準を個人情報保護委員会規則で定める。



30

5. ビッグデータ時代への対応

「匿名加工情報」に関する規則（案）の内容

匿名加工情報の作成方法に関して、最低限の規律として、次の措置を講ずることを求める。なお、詳細は自主ルールに委ねる。

- 特定の個人を識別することができる記述等（例：氏名）の全部又は一部を削除（置換を含む。以下同じ。）すること
- 個人識別符号の全部を削除すること
- 個人情報と他の情報とを連結する符号（例：委託先に渡すために分割したデータとひも付けるID）を削除すること
- 特異な記述等（例：年齢116歳）を削除すること
- 上記のほか、個人情報とデータベース内の他の個人情報との差異等の性質を勘案し、適切な措置を講ずること

ガイドラインでは、規則で定められた匿名加工情報の作成方法に関する上記の基準等について、具体的な事例等も交えて、分かりやすく示す予定。
その他、匿名加工の手法、データ処理等について、認定個人情報保護団体の自主ルールを作成する際の参考となる事項、考え方について示す事務局レポートも作成する予定。

31

5. ビッグデータ時代への対応

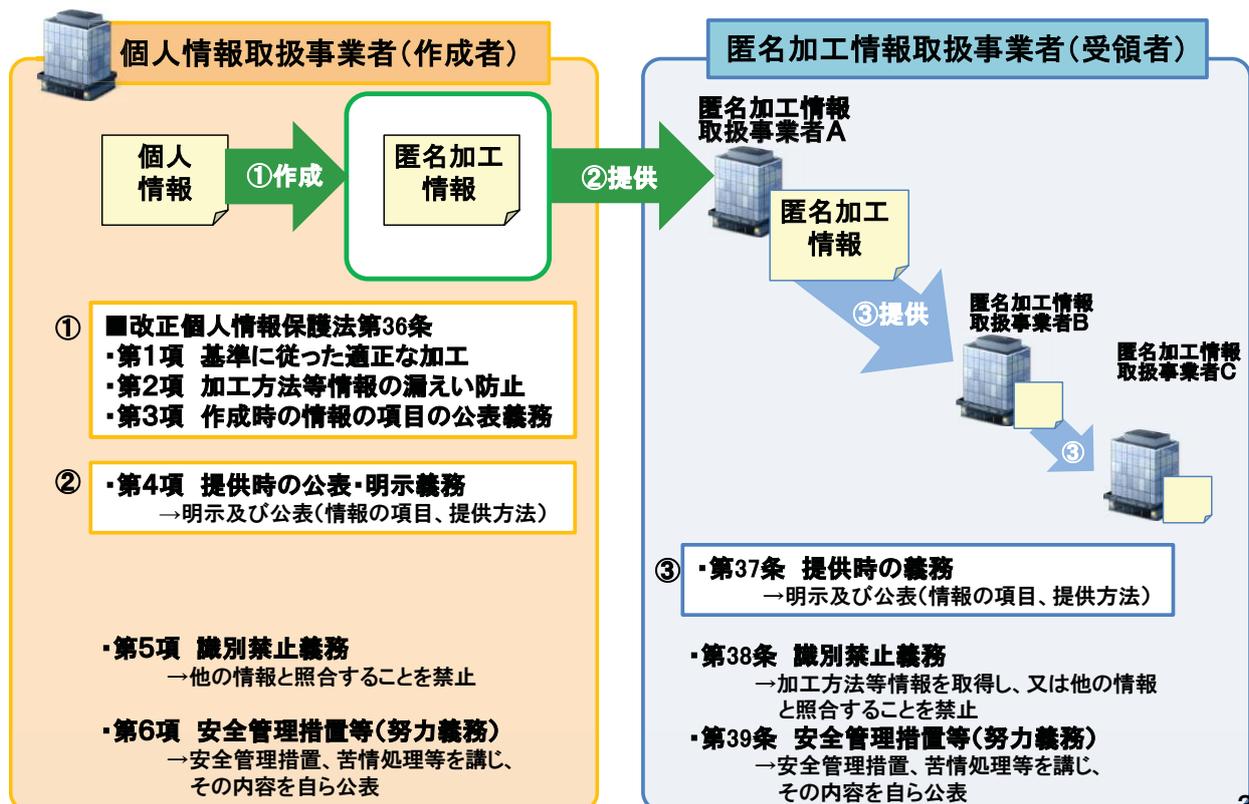
●（参考）個人情報と匿名加工情報の主な違い

個人情報（個人データ）	匿名加工情報
（情報の性質） ○特定の個人が識別できる （容易に照合できる場合も含む） ○個人識別符号を含む	（情報の性質） ○特定の個人が識別できない ○元の個人情報を復元することができない
（利用目的） ○利用目的を特定する必要 ○利用目的を変更する場合は 本人の同意 が必要	（利用目的） ○本来の利用目的外での利用が可能
（第三者提供） ○第三者提供時に原則として 本人の同意 が必要 ○オプトアウトによる提供（要配慮個人情報の場合は不可能）	（第三者提供） ○第三者提供時に公表等を行うことで 本人の同意 なく提供が可能
（その他） ○個人データの安全管理措置が必要 ○開示等の請求への対応（保有個人データ） 等	（その他） ○加工方法等情報の安全管理措置が必要（匿名加工情報の安全管理措置は努力義務） ○識別行為の禁止 等

32

5. ビッグデータ時代への対応

●（参考）匿名加工情報に係る規律



33

5. ビッグデータ時代への対応

● 匿名加工情報制度の概要①

1. 匿名加工情報の作成

- 匿名加工情報を作成するためには、個人情報保護委員会が定めた匿名加工情報の作成に関する基準に従って、適切な加工を行う必要
- 委員会が定める基準は最低限の加工方法であり、データの特性やビジネスの様態などを踏まえた具体的な加工方法については認定個人情報保護団体や業界団体などの自主ルールにおいて適切に定められることを期待

匿名加工情報の作成に関する基準

- ①特定の個人を識別することができる記述等（例：氏名）の全部又は一部を削除（置換を含む。以下同じ。）すること
- ②個人識別符号（例：マイナンバー、運転免許証番号）の全部を削除すること
- ③個人情報と他の情報とを連結する符号（例：委託先に渡すために分割したデータとひも付けるID）を削除すること
- ④特異な記述等（例：年齢116歳）を削除すること
- ⑤上記のほか、個人情報とデータベース内の他の個人情報との差異等の性質を勘案し、適切な措置を講ずること

34

6. ビッグデータ時代への対応

● 匿名加工情報制度の概要②

2. 匿名加工情報等の作成時の公表／第三者提供時の公表・明示

- 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成した後、遅滞なく、インターネット等を利用して、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表する必要
- また、匿名加工情報を第三者提供するときにも個人に関する情報の項目を公表するとともに、提供先に対して匿名加工情報である旨を明示する必要

匿名加工情報に含まれる情報の項目の例

以下の場合では、「性別」「生年」「購買履歴」が公表する必要のある項目となる。

(個人情報)

氏名	性別	生年月日	購買履歴
個人 太郎	男	1970.8.15	パン
匿名 花子	女	1983.1.26	紅茶
加工 次郎	男	2001.9.1	団子
情報 和子	女	1994.12.5.	おにぎり

加工



(匿名加工情報)

性別	生年	購買履歴
男	1970	パン
女	1983	お茶
男		団子
女		おにぎり

35

5. ビッグデータ時代への対応

● 匿名加工情報制度の概要③

3. 識別行為の禁止

- 匿名加工情報を取り扱う際に、本人を識別する目的で、匿名加工情報を他の情報と照合することを禁止

識別行為に当たる取扱い・当たらない取扱いの事例

【識別行為に当たらない取扱いの事例】

- ・複数の匿名加工情報を組み合わせて統計情報を作成すること。
- ・匿名加工情報を個人と関係のない情報(例: 気象情報、交通情報、金融商品等の取引高)とともに傾向を統計的に分析すること。

【識別行為に当たる取扱いの事例】

- ・保有する個人情報と匿名加工情報について、共通する記述等を選別してこれらを照合すること。
- ・自ら作成した匿名加工情報を、当該匿名加工情報の作成の元となった個人情報と照合すること。

36

5. ビッグデータ時代への対応

● 匿名加工情報制度の概要④

4. 匿名加工情報等の安全管理措置等

- 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等や個人識別符号、加工の方法に関する情報の漏えいを防ぐため、個人情報保護委員会が定めた基準に従って、安全管理措置を行う必要
- 匿名加工情報の安全管理措置や苦情の処理等について、必要な措置を講じて、当該措置の内容を公表することを努力義務として規定

加工方法等情報の安全管理に関する基準

- ①加工方法等情報(※)を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること(例: 組織体制の整備)
- ②加工方法等情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って加工方法等情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること
- ③加工方法等情報を取り扱う正当な権限を有しない者による加工方法等情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること(例: アクセス制御、不正アクセス等の防止)

(※) 加工方法等情報とは、匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに加工の方法に関する情報(その情報を用いて当該個人情報を復元できるものに限る)をいう。

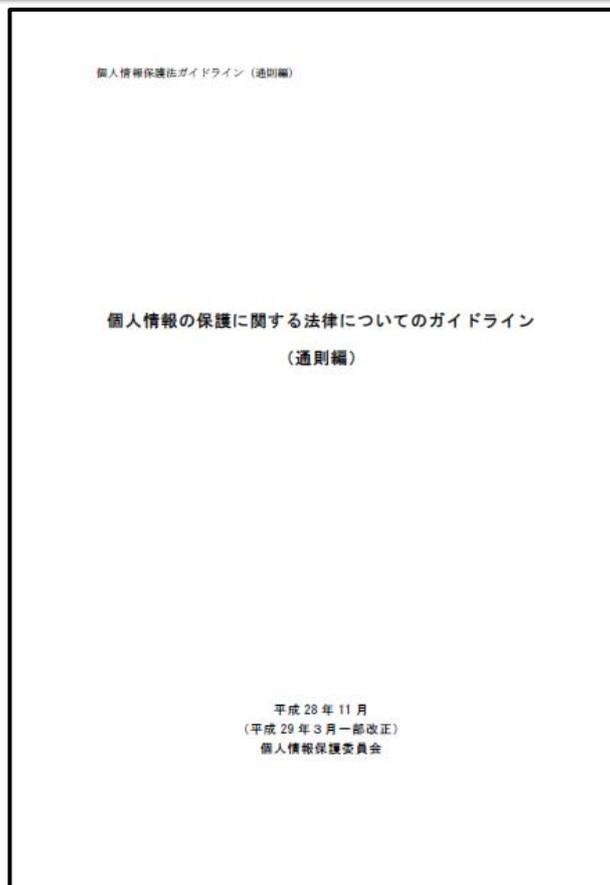
37

目次

1. はじめに
2. 個人情報保護法とは？
3. 個人情報とは？
4. 事業者が守るべきルール
5. ビッグデータ時代への対応
6. 本人の同意

1

6. 本人の同意



37

6. 本人の同意

個人情報保護法ガイドライン（通知編）

2-12 「本人の同意」

法第16条（第1項）

1 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

※（参考）上記のほか、「本人の同意」に関する主な条文

- ① 利用目的に関するもの
法第16条第2項及び第3項第2号から第4号まで（3-1-4（事業の承継）、3-1-5（利用目的による制限の例外）参照）
- ② 要配慮個人情報の取得に関するもの
法第17条第2項（3-2-2（要配慮個人情報の取得）参照）
- ③ 第三者提供に関するもの
法第23条第1項及び第24条（3-4-1（第三者提供の制限の原則）、3-4-4（外国にある第三者への提供の制限）参照）

「本人の同意」とは、本人の個人情報が、個人情報取扱事業者によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう（当該本人であることを確認できていることが前提となる。）。

また、「本人の同意を得（る）」とは、本人の承諾する旨の意思表示を当該個人情報取扱事業者が認識することを行い、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない。

なお、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。

【本人の同意を得ている事例】

- 事例1) 本人からの同意する旨の口頭による意思表示
- 事例2) 本人からの同意する旨の書面（電磁的記録を含む。）の受信
- 事例3) 本人からの同意する旨のメールの受信
- 事例4) 本人による同意する旨の確認欄へのチェック
- 事例5) 本人による同意する旨のホームページ上のボタンのクリック
- 事例6) 本人による同意する旨の音声入力、タッチパネルへのタッチ、ボタンやスイッチ等による入力



安全な暮らしをつくるための 新たな制度の可能性について

シンポジウム「社会的弱者を支える個人情報活用～新たな制度の可能性」

2018/03/12

フクラシア丸の内オアゾ15階 会議室C

横野 恵（早稲田大学／藤原プロジェクト）

本日お話しすること

代理人同意の現状

個人情報保護法における関連規定

個人情報保護法ガイドライン

法定代理人の同意権

過去の議論の振り返り—医療等IDの法制化検討時（2012年）

医療等IDに関する検討の経緯

厚労省検討会での議論

過去の議論を振り返って

まとめ

議論の整理

代理人による同意の課題

外国法制の例

個人情報法における代理人関連規定

開示等請求権の代理行使	本人同意の代理
<p>開示等（保有個人データに関する、利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等）の請求</p>	<p>利用目的の変更・第三者提供、要配慮個人情報の取得に関する本人の同意</p>
<p>代理人による開示等の請求等（32条3項） 「開示等の請求等は、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる」 代理人（施行令11条） 未成年者または成年被後見人の法定代理人 本人が委任した代理人 法定代理＋任意代理 行個法は法定代理のみ</p>	<p>代理に関する規定なし</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px;"> <p>ガイドライン通則編 法定代理人等による同意（次ページ） 医療介護ガイドランス 「一定の判断能力を有する未成年者等については、法定代理人等の同意にあわせて本人の同意を得る。」（18頁）</p> </div>

3

個人情報保護法ガイドライン（通則編）

「本人の同意」とは、本人の個人情報が、個人情報取扱事業者によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう（当該本人であることを確認できていることが前提となる。）。

また、「本人の同意を得（る）」とは、本人の承諾する旨の意思表示を当該個人情報取扱事業者が認識することをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない。

なお、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。

【本人の同意を得ている事例】

- 事例1) 本人からの同意する旨の口頭による意思表示
- 事例2) 本人からの同意する旨の書面（電磁的記録を含む。）の受領
- 事例3) 本人からの同意する旨のメールの受信
- 事例4) 本人による同意する旨の確認欄へのチェック
- 事例5) 本人による同意する旨のホームページ上のボタンのクリック
- 事例6) 本人による同意する旨の音声入力、タッチパネルへのタッチ、ボタンやスイッチ等による入力

- ・ 本人の判断能力が不十分な場合の対応にはじめて言及
- ・ 主として法定代理人（親権者・成年後見人等）による同意を想定
- ・ 法定代理人がない場合の処理（高齢者の場合は大多数）については具体的に触れず

4

法定代理人の同意権

法定代理人の同意権の根拠については十分に議論されていない

個人情報に関わる同意 ≠ 法律行為

→法定代理権があれば当然に代理できるわけではない

個人情報の利用に関わる同意 = 人格権に基づく行為と考えるならば

身上監護権or任意代理（本人による事前の委任） > 法定代理（財産管理）

成年後見人の場合

成年後見人の事務 法定代理人としての財産管理・身上監護

→後見事務の遂行に必要な範囲での個人情報の利用については成年後見人として同意可能
ただし現状では「成年後見人等は医療機関と医療契約を締結することはできるが、この契約の履行として実施される手術・治療行為その他の医的侵襲行為には直接的には関与しえない」*

→医療情報の利用に関して成年後見人が後見事務の遂行に必要な範囲として同意権を有する場面は限られる

成年後見制度利用促進基本計画（平成29（2017）年3月24日閣議決定）

「近年、医療や救急等の現場において、本人に代わって判断をする親族等がない場合に、必要な対応がなされないケースも生じているとの指摘がある」

*新井誠「成年後見法における医療行為の同意権」

5 新井誠編『成年後見と医療行為』（日本評論社、2007）所収

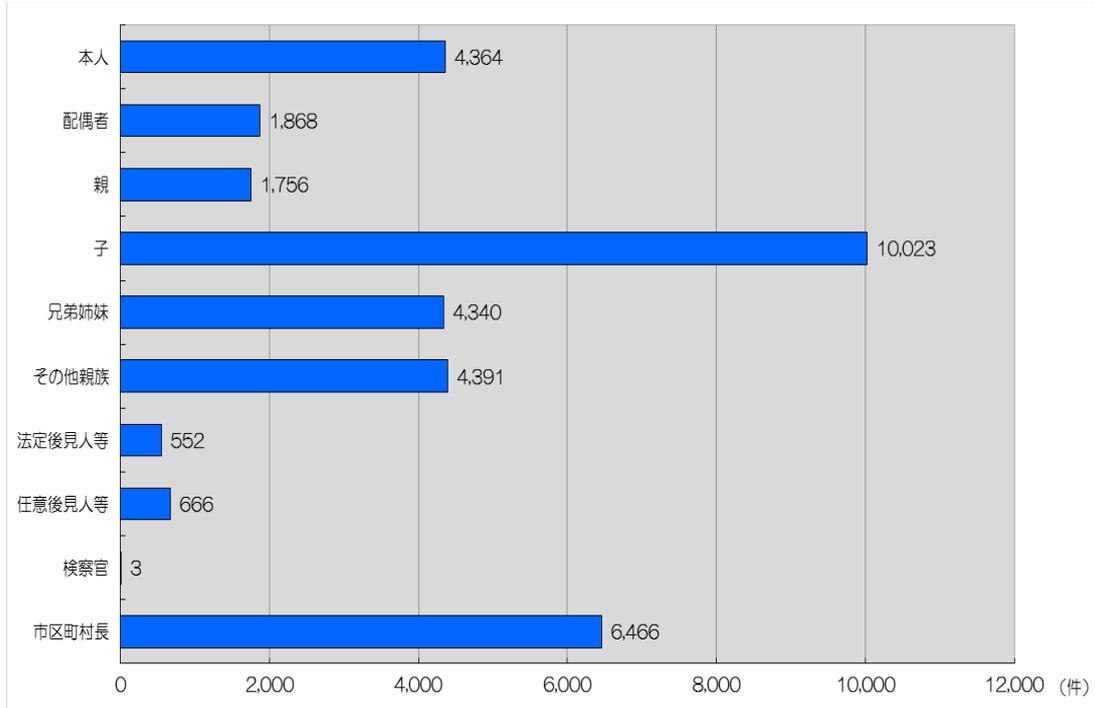
成年後見の利用形態の変化*

	申立人	成年後見人等と本人との関係
2000年	「本人の子が最も多く全体の約40%を占め、次いで本人の配偶者が約19%、兄弟姉妹が約17%となっている。市町村長が申立てたものは23件で全体の約0.5%にとどまっている」	「子が成年後見人等に選任されたものが全体の約35%で最も多く、次いで兄弟姉妹が約16%、配偶者が約19%となっており、本人の親族が成年後見人等に選任されたものが全体の90%以上を占めている」
2016年	「本人の子が最も多く全体の約29.1%を占め、次いで市区町村長（約18.8%）、その他親族（約12.8%）の順となっている」 「市区町村長が申し立てたものは6,466件で、前年の5,993件（全体の約17.3%）に比べ、対前年比約7.9%の増加となっている」	「親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは、全体の約71.9%（前年は約70.1%）であり、親族が成年後見人等に選任されたものを上回っている」

6 *いずれも各年度の最高裁「成年後見関係事件の概況」による

申立人と本人の関係（2016）*

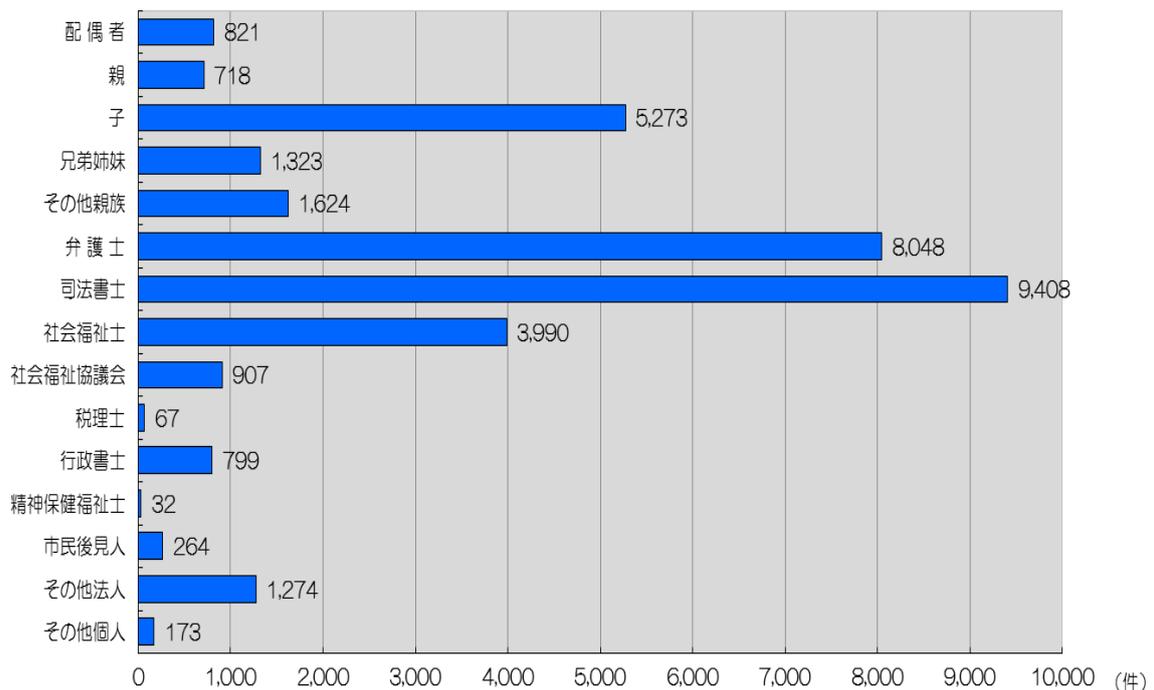
（資料4） 申立人と本人との関係別件数



7 *最高裁「成年後見関係事件の概況—平成28年1月～12月—」

成年後見人等と本人との関係（2016）*

（資料10） 成年後見人等と本人との関係別件数



8 *最高裁「成年後見関係事件の概況—平成28年1月～12月—」

医療等IDに関する検討の経緯

医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会（厚労省2012年4月～）

報告書（2012年9月）
個別法の整備を想定

民主党政権

日本再興戦略（2013年6月）

「国民的理解を得た上で、医療情報の番号制度の導入を図る」

自民政権

マイナンバー法成立（2013年5月）

医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会（厚労省2014年5月～）

報告書（2015年12月）

改正個人情報保護法成立（2015年9月）

マイナンバー制度運用開始（2016年1月）

改正個人情報保護法全面施行（2017年5月）

9

厚労省検討会での議論

医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会
(第6回資料7・2012年)

(1) 個人情報保護法における代理人

- 現行の個人情報保護法では、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等又は第三者提供の停止の請求（以下「開示等の求め」という。）に関しては、以下の代理人によってもすることが可能であると規定されている。
 - ① 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
 - ② 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人
- 一方、本人同意が必要とされている「利用目的の変更」や「第三者提供」については、代理人に関する規定は特に置かれていない。

(2) 本人同意等の手続における代諾のあり方を検討する必要性

- 本人同意が必要とされている「利用目的の変更」や「第三者提供」について、医療等の分野では、重症患者や認知症の患者に関する情報や死者に関する情報の取扱など、本人同意が確認できない場合も多い。
- 例えば、健康な時に取得した情報を、症状の悪化や死亡等により本人同意がとれない状態になってから医学研究等で情報活用するような場合などがこれに該当する。
- 医療等情報個別法の検討においては、医療等の分野における具体的な場面を基に本人同意のあり方について検討している。情報の利活用という観点から本人同意を不要とするケースも考えられるが、本人同意等が必要とされる場合については、現行の個人情報保護法では特に規定がない本人同意の手続等における代諾のあり方について検討してはどうか。

10

過去の議論を振り返って

厚労省検討会（2012年）

医療分野での議論（特別法の検討）

代理人同意が論点に挙げられていた

当時の議論の前提 = 改正前の個人情報法

個人情報法改正（2015年）を経て議論が途絶

医療以外の分野での議論はほとんどない

私的空間でのリスクの検出→公的領域におけるリスク情報の共有という観点からは医療以外の分野がむしろ重要

11

医療分野以外が課題

医療分野	
医療機関・医療専門職	患者
<ul style="list-style-type: none">診療のICを通じて同意の仕組みが確立している医療専門職は刑事罰を伴う守秘義務を負う情報取得時の同意はほぼ問題とならない（黙示の同意） <p>→問題となるのはおもに目的外利用・第三者提供（リスク検出目的を含む）</p>	<ul style="list-style-type: none">医療にアクセスしている段階では→本人の身元が確認できる→本人に判断能力がある→本人の判断能力が不十分であっても本人の福祉のための他者（行政を含む）の関わりがある
医療にアクセスする段階に至っていないハイリスクケースの検出が重要	

12

32

議論の整理

現状

個人情報において同意が担う役割

目的外利用・第三者提供

改正に伴う変更点（要配慮個人情報取得時の同意）

課題

本人の同意なしでの情報の取得・目的外利用・第三者提供→リスクの検出・情報共有

代理人による同意

個人情報に明文規定なし

改正に伴い制定されたガイドラインではじめて言及

主として法定代理人（親権者・成年後見人等）による同意を想定

法定代理人がない場合の処理（高齢者の場合は大多数）については触れていない

法定代理人の同意権の性質・根拠は？

例外規定（個人情報法23条等）

解釈・運用上の課題が多く活用されにくい

例外規定で拾うことが難しいケースもある

13

代理人による同意の課題

代理人同意の意義

情報利用の透明性確保・自己情報コントロール権の保護に資する

本人同意困難+例外規定対象外のケースで活用できる

代理人による同意を認めるだけでは完結しない

公的／第三者機関によるバックアップが必須

代理人同意に拠るべきケースと例外規定に拠るべきケースの整理

さまざまなケースを想定して対応策を設ける必要がある

- 本人の同意能力の有無の判定
- 誰が代理人となるかについての争い
- 代理人となるべき者が本人の福祉を侵害している状況への対応
- 代理人となるべき者がいない状況への対応
- 本人の身元確認自体が困難

個人情報における同意の意義・性質に関する議論が必要

Cf. オンタリオ医療情報保護法・GDPRガイドライン案

14

カナダ・オンタリオ州 医療情報保護法

代行決定者

5条1項

この法律において、代行決定者とは、当該の状況において不適切でない限りにおいて、この法律に基づき本人に代わって個人医療情報の収集、利用又は開示に同意をする権限を有する者をいう。

診療に関する同意

5条2項

ヘルスケア同意法第9条に定める代行決定者は、個人医療情報の収集、利用又は開示の目的が同法第二章の規定による診療に関する決定に必要又は付随するものである場合には、個人医療情報の収集、利用又は開示に関する代行決定者とみなす。

介護施設への入所

5条3項

ヘルスケア同意法第39条に定める代行決定者は、同法第三章の規定による介護施設への入所に関する決定のために個人医療情報の収集、利用又は開示を必要とする場合には、個人医療情報の収集、利用又は開示に関する代行決定者とみなす。

介護施設における身体拘束

3.1項

ヘルスケア同意法第54.4条に定める代行決定者は、同法第三章の規定による介護施設への入所に関する決定のために個人医療情報の収集、利用又は開示を必要とする場合には、個人医療情報の収集、利用又は開示に関する代行決定者とみなす。

カナダ・オンタリオ州 医療情報保護法

本人が同意の能力を欠く場合：同意を与えうる者

26条1項 本人が医療情報管理者による個人医療情報の収集、利用及び開示に対して同意を与える能力を欠くと判定された場合、次の各号に掲げる者が本人のために、かつ本人に代わって同意の付与、差し控え又は撤回を行うことができる。

- 1 身上監護権又は財産管理権を有する後見人（当該同意が後見人に付与された代行決定権に関連する場合に限る）
- 2 身上監護又は財産管理のための任意代理人（当該同意が代理人に付与された代行決定権に関連する場合に限る）
- 3 第27条の規定に基づき同意及び能力審査会によって任命された代理人（代理人に同意権限が付与されている場合に限る）
- 4 配偶者又はパートナー
- 5 父母（面接交渉権のみを有する場合を除く）若しくは子、又は児童支援協会その他父母に代わって同意を付与又は拒否する法的権限を有する者。児童支援協会その他の者が同意を付与又は拒否する法的権限を有する場合にあっては、この号には父母は含まれないものとする。
- 6 面接交渉権のみを有する父母
- 7 兄弟姉妹
- 8 その他の親族

*26条4項により1から8の順位に従って同意を与えうる者が決まる。

Personal Health Information Protection Act, 2004 (S.O. 2004, c. 3)

Incapable individual: persons who may consent

26 (1) If an individual is determined to be incapable of consenting to the collection, use or disclosure of personal health information by a health information custodian, a person described in one of the following paragraphs may, on the individual's behalf and in the place of the individual, give, withhold or withdraw the consent:

1. The individual's guardian of the person or guardian of property, if the consent relates to the guardian's authority to make a decision on behalf of the individual.
2. The individual's attorney for personal care or attorney for property, if the consent relates to the attorney's authority to make a decision on behalf of the individual.
3. The individual's representative appointed by the Board under section 27, if the representative has authority to give the consent.
4. The individual's spouse or partner.
5. A child or parent of the individual, or a children's aid society or other person who is lawfully entitled to give or refuse consent in the place of the parent. This paragraph does not include a parent who has only a right of access to the individual. If a children's aid society or other person is lawfully entitled to consent in the place of the parent, this paragraph does not include the parent.
6. A parent of the individual with only a right of access to the individual.
7. A brother or sister of the individual.
8. Any other relative of the individual. 2004, c. 3, Sched. A, s. 26 (1); 2016, c. 23, s. 64 (2).

- Consent and Capacity Board
- Public Guardian and Trustee

個人情報保護法制改正の背景 と2000個問題

新潟大学 大学院 現代社会文化研究科／法学部 教授
理化学研究所 革新知能統合研究センター 情報法制チームリーダー
一般財団法人情報法制研究所 理事長
鈴木 正朝 (すずき まさとも)

国際動向

背景：インターネット/クラウド/ビッグデータ/IoT

- ① OECD：1980年OECDプライバシーガイドライン→2013年改正
- ② APEC: CBPR (APEC越境プライバシールール) 2014年日本参加
- ③ EU：個人データ保護指令 (1995年) →一般データ保護規則 (2016年)
- ④ 米国：消費者プライバシー権利章典法案 (2015年公開)
- ⑤ 国際規格：ISO/IEC 27018、ISO/IEC 29151

国内動向

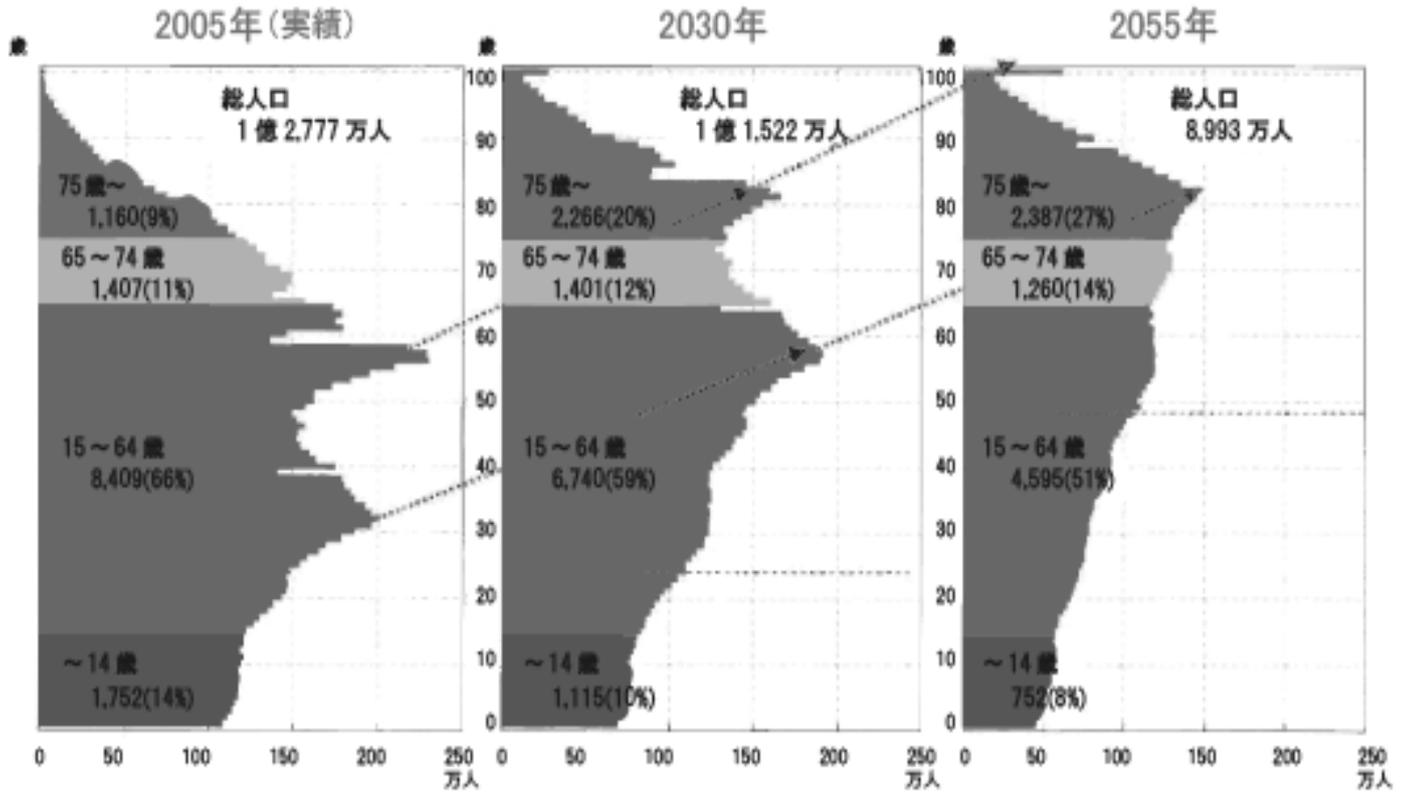
背景：少子高齢人口減少社会/社会保障と税の一体改革

- ① 一般法：個人情報保護法 (平成27年改正) →「個人情報保護委員会」創設
- ② 特別法：行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報法 (平28改正)
番号法(平25),官民データ活用推進基本法(平28),次世代医療基盤法(平29)
- ③ 告示：個人情報保護法ガイドライン等 (個人情報保護委員会他)
- ④ 国内規格：JIS Q 15001 (平成11年制定、平成18年改正、平成29年改正)
- ⑤ 民間認証制度：プライバシーマーク制度 (平成10年創設、上記JIS認証)

高齢者人口の推移

— 平成 18 年度中位推計 —

東大政策ビジョン研究センター「安心して暮らせる活力ある長寿社会の実現を目指して」



注：2005年国勢調査結果。総人口には年齢不詳人口を含むため、年齢階級別人口の合計と一致しない。

日本のIT産業が国際競争に敗退していくと？

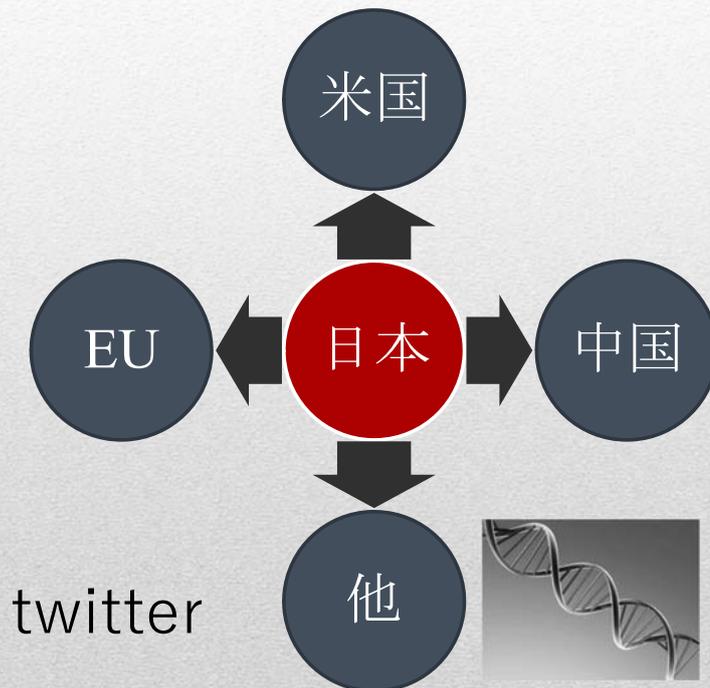
- 流出が加速する日本の個人データ
- 日本の法執行が困難に（事業者もデータも国外）

Google



Facebook

amazon



twitter

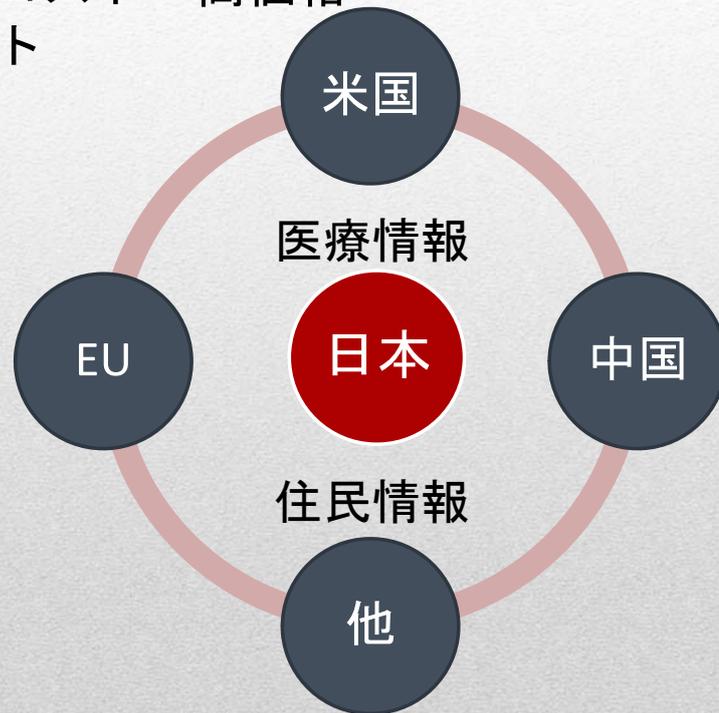


データセンターの国内設置義務を課すとどうなるか？

→ 個人データの自由な越境流通を阻害

→ 狭い市場・高コスト・高価格

→ 財政インパクト



IT産業の国際競争力強化の必要性

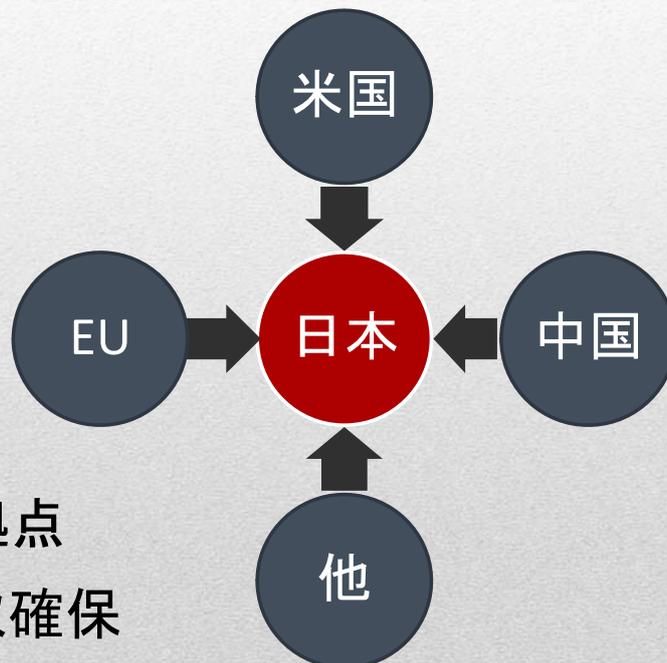
→ 越境データ問題の解決

→ 個人データの国際的なハブ機能を日本に

遺伝子創薬

世界中から

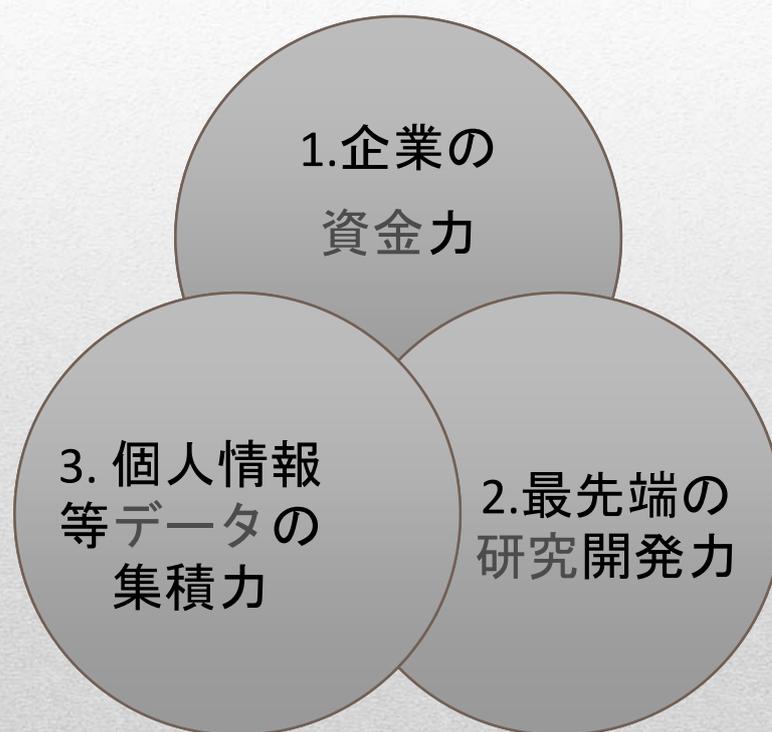
ゲノム情報を！



国内研究開発拠点

雇用創出と税収確保

* 次世代産業創出（AI、再生医療・ゲノム研究
実用化）等の前提条件



1. 個人情報保護法制2000個問題とは何か？

日本の個人情報保護法制は、およそ2000個にも及ぶ法律と条例群によって構成されている。

(1) 「個人情報の保護に関する法律」

(2) 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」

(3) 「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」 以上、3つの法律と、

(4) 1,912普通地方公共団体「個人情報保護条例」

（①都道府県の47条例、②786市・757町・184村の1,727条例、③特別区の23条例）

(5) 115の広域連合等特別地方公共団体の「個人情報保護条例」
（平成22年4月現在）

個人情報保護法制の全体構造

「個人情報の保護に関する法律」

「基本法」部分

- 第1章 総則（目的・基本理念）
- 第2章 国及び地方公共団体の責務等
- 第3章 個人情報の保護に関する施策等
- *第5章 雑則（権限又は事務の委任、政令への委任など）

民間部門の「一般法」部分

- 第4章 個人情報取扱事業者の義務等
- 第5章 個人情報保護委員会
- 第6章 雑則（適用除外等）
- 第7章 罰則

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」

「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」

「個人情報保護条例」
* 市区町村の「個人情報保護条例」
* 都道府県の「個人情報保護条例」等

個人情報取扱事業者等
(民間企業等)
民間部門

行政機関

独立行政法人等

地方公共団体

公的部門

個人情報保護法制2000個問題

医療分野における個人情報保護法（条例）の適用例

個人情報の取扱い主体	適用法	監督官庁
厚生労働省	行政機関個人情報保護法	総務省
国立がん研究センター	独立行政法人等個人情報保護法	総務省
岩手県立〇〇病院	岩手県個人情報保護条例	岩手県
宮城県立△△病院	宮城県個人情報保護条例	宮城県
陸前高田市立□□病院	陸前高田市個人情報保護条例	陸前高田市
大船渡市立△△病院	大船渡市個人情報保護条例	大船渡市
医療福祉法人済生会	個人情報保護法	個人情報保護委員会
鈴木内科医院	個人情報保護法	同委員会

2. 個人情報保護条例のばらつき（事実関係）

（1）定義規定の問題

- ・ 「個人情報」
- ・ 「個人識別符号」
- ・ 「個人情報ファイル簿等」
- ・ 「個人情報ファイル」
- ・ 「匿名加工情報（非識別加工情報）」
- ・ 「要配慮個人情報」

* 「同意」

2. 個人情報保護条例のばらつき（事実関係）

（1）定義規定の問題

① 「個人情報」の定義が6類型以上併存

→ 解釈で統一し得るとする意見もあるようだが、地方自治の問題と整理する中で、国の解釈に準拠することを求めることはできない。

地方自治を尊重するという趣旨を述べながら実態は相反する全自治体に事実上統一的施策を求めるところは極めて欺瞞的な対応策というほかない。

→ 記名式Suica履歴データ無断第三者提供事件
（照合性の判断基準、容易性の有無及び意味）

2. 個人情報保護条例のばらつき（事実関係）

（1）定義規定の問題

② 平成27年改正で新たに入った「個人識別符号」という用語・概念を採用している条例が皆無のため、ゲノム情報単体、生体識別システム等で生成された特徴量情報単体が各自治体では「個人情報」に該当しないところも出てくるなど国内不統一となる。

→ 札幌市における顔識別システム導入の問題

→ 東京五輪等を目前にテロ対策強化のために、各都道府県警察本部等が生体識別システムを導入した場合の国内統一的対応

2. 個人情報保護条例のばらつき（事実関係）

（1）定義規定の問題

③ 「個人情報ファイル簿等」

④ 「個人情報ファイル」

⑤ 「匿名加工情報」（行政機関では「非識別加工情報」）

の用語・概念の有無、ばらつき。

共通の受託機関を設置し、事実上の統一を狙うといった欺瞞的な対策は、自主法の空洞化を招き、法の支配を揺るがせることとなる。法匪的対応というべきである。

2. 個人情報保護条例のばらつき（事実関係）

（2）オンライン禁止条項の問題

クラウド利用や全国的ネットワーク構築の阻害となる。

（3）適用除外条項の問題

「学術研究目的の適用除外」規定をもたない個人情報保護条例が多数であり、公立大学、公立研究機関、及び公立病院等の学術研究利用に法的義務が課されることになり、日本の学術研究等の発展の障害となること。全大学等研究機関や全国の医療法人を結んでの個人データを用いる学術ネットワークもままならない。

2. 個人情報保護条例のばらつき（事実関係）

（4）医療情報などの特別法で対応した場合の課題

医療個人情報保護法、ゲノム法などの特別法や災害復興関連の特別法は必要であるが、分野別特別法だけでは、その分野周辺に2000個問題が発生し得ること。

→ 分野横断によってこそビッグデータ解析が効果的に行われるところを考慮するならば、土台となるルールの最低限の統一の必要性は依然として残ると言わざるを得ない。

2. 個人情報保護条例のばらつき（事実関係）

（5）広域災害対応

毎年のように国内で発生する広域災害への対応も個人情報保護条例の所管がそれぞれの自治体にあることで整合性がとれず、また第三者提供における意思決定の後れなど弊害が存在すること。被災自治体ではなく国が責任をもって通達するなどして被災者情報の流れを規律すべきである。また、統一された判断基準の下で適正な災害報道がなされるとともに、そうした報道を踏まえて今後の災害対応を見直すきっかけとすべきである。→ 岡本弁護士の報告

2. 個人情報保護条例のばらつき（事実関係）

（6）利活用促進とガバナンスの強化

個人情報保護委員会の監督が及ばず、公的部門のガバナンス上の問題が今後課題になり得ること。

→ 越境データ問題にも影響しかねない。

（ビッグデータ解析、自動運転の開発やビジネス展開に影響がある。製薬会社等では開発拠点のEU展開を検討するところも出てくるだろう。産業空洞化を助長する政策は回避すべきである。）

3. 「同意」の意味

(1) 個人情報保護法の「同意」は意思表示か？

* 意思表示とは、社会通念上一定の法律効果の発生を意図しているとみられる意思（効果意思）の表示行為をいう。

(2) 個人情報保護法の「同意」の効力発生時期は？

表白→発信→到達→了知

* ガイドラインは、この点に留意した表現になっていない。

3. 「同意」の意味

(3) 何を「代理」しているのか？

* 代理とは、本人以外の者が本人のために意思表示を行うことによって、その意思表示（法律行為）の効果が直接に本人に帰属する制度を言う（99条参照）。本人のために意思表示をする者を代理人と呼ぶ。

(4) 民法総則の規定は準用されるのか？

平成15年法（旧法） 第2条1項

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

平成27年改正法第2条1項

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図面若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。第18条第2項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

個人情報保護法における「個人情報」の定義（論点）

（1）柱書関係

ア「個人に関する情報」とは？

イ「生存」（者情報）とは？

～死者の情報を規制対象外とする趣旨

（2）1号関係

ア「特定の個人を識別することができるもの」とは？

～特定個人の識別性判断基準

イ「他の情報と容易に照合することができ、それにより

特定の個人を識別することができること」とは？

～容易照合性判断基準

23条（第三者提供の制限）における

提供元基準説（政府見解）と提供先基準説

（3）2号関係

「個人識別符号」とは

個人情報該当性判断が問題となった事例

—違法性判断の問題とレピュテーションリスクの問題を混同してきた報道（専門性の欠如）

① 特定個人の識別性判断

・顔識別の特徴量情報単体は個人情報か？

→JR西日本の大阪駅顔認証システムによる人流統計生成の実証実験問題

・Suica ID単体は個人情報か？

→JR東日本の記名式Suica履歴データ無断提供問題

② 容易照合性判断

・履歴データの識別機能の評価

—匿名データと仮名データの違い

→JR東日本の記名式Suica履歴データ無断提供問題

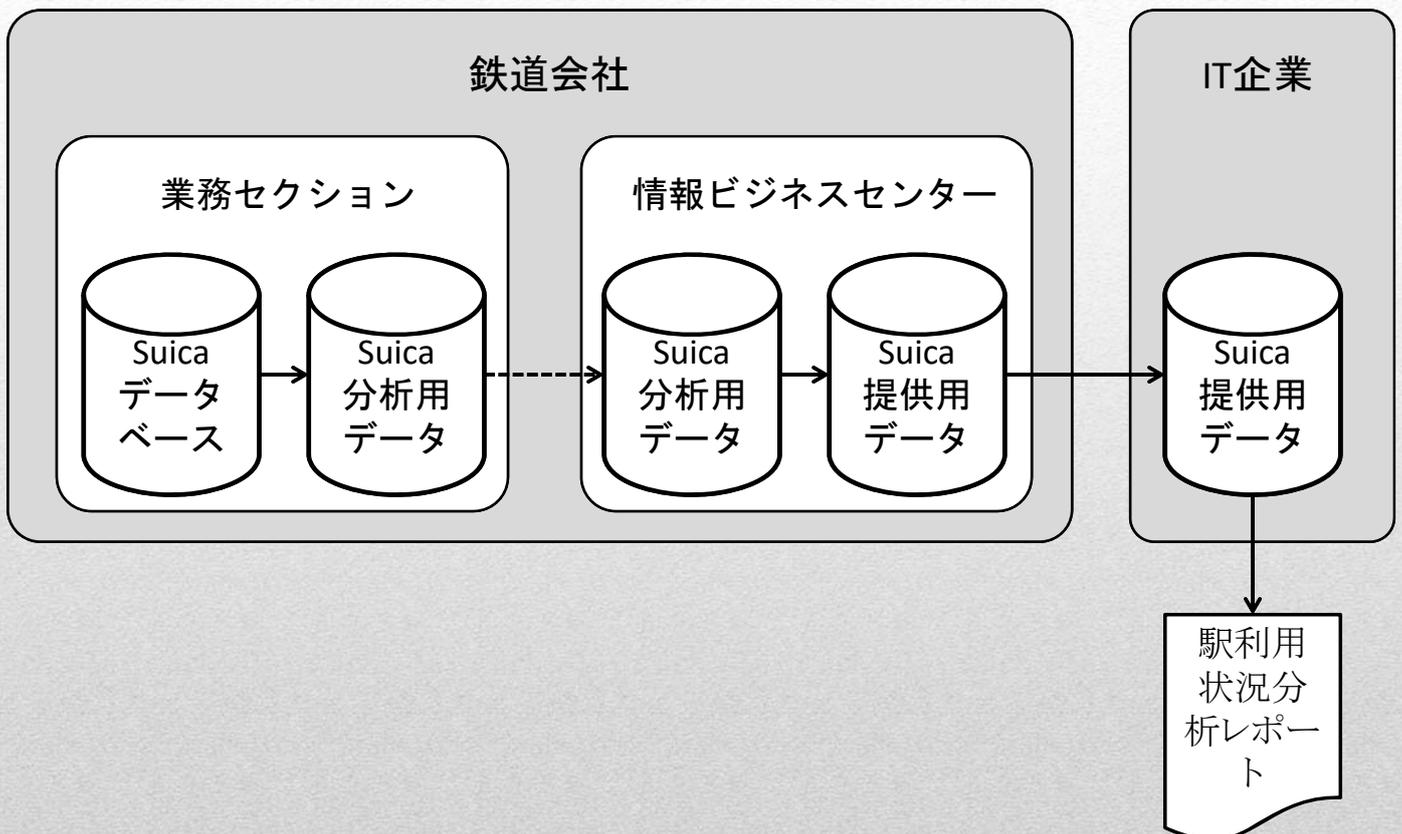
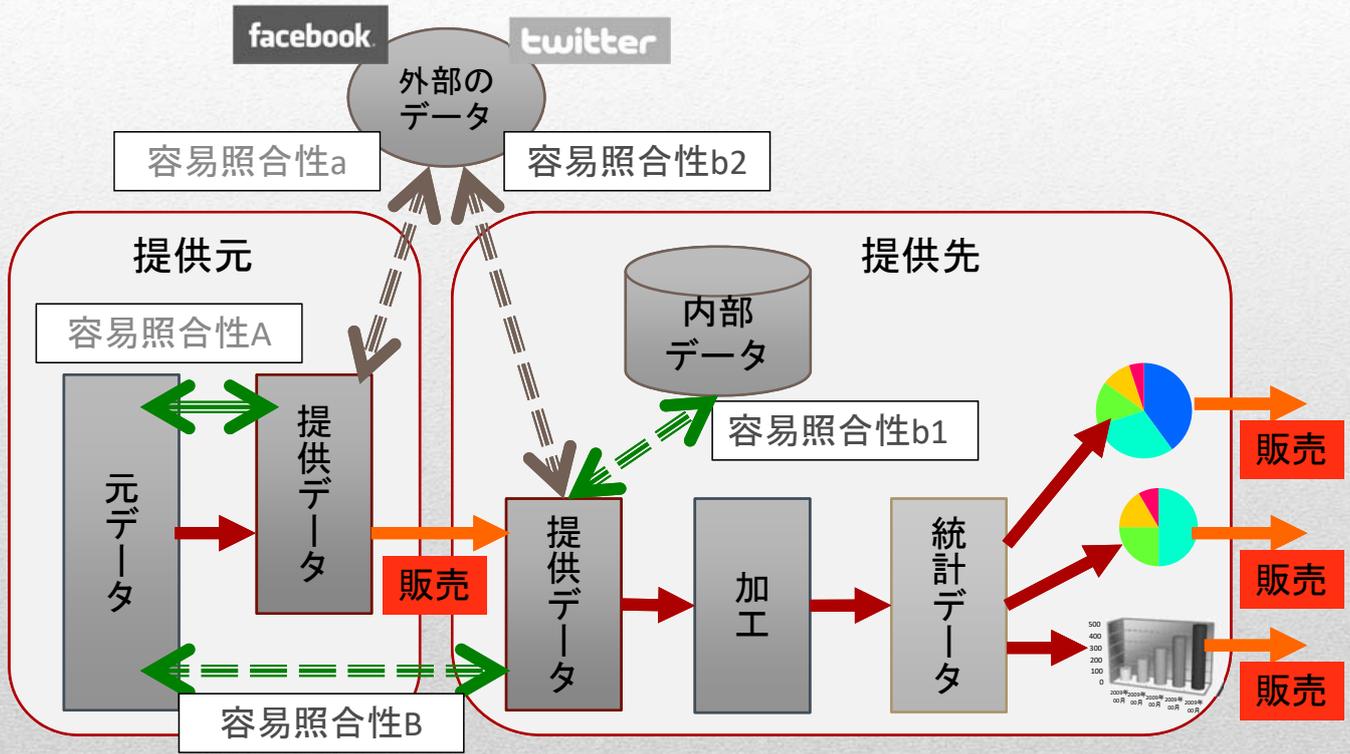
特定個人の識別性判断

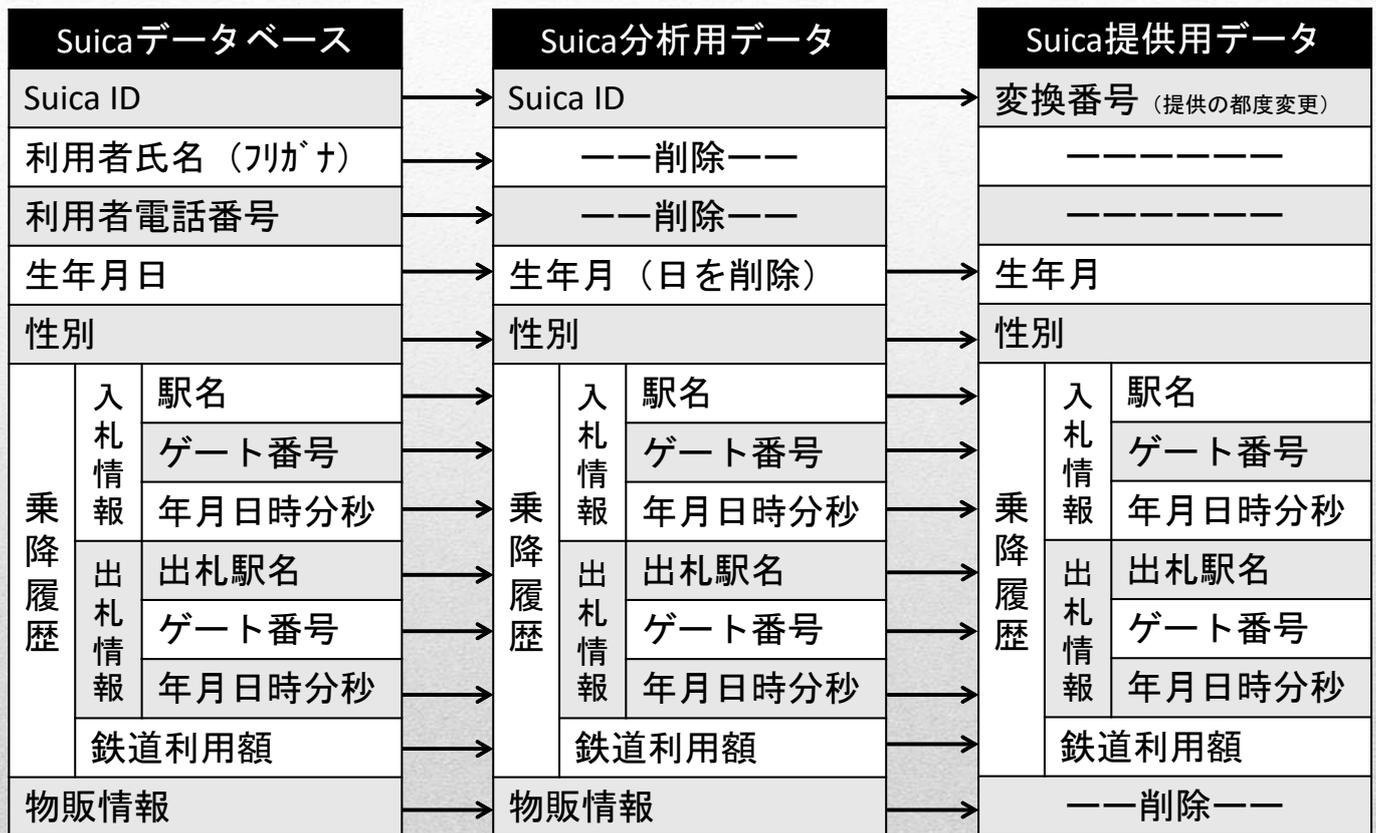
判断の要素		
法規制の客体	当該「個人情報取扱事業者」	←義務を課されている事業者ごとに判断する。
対象情報	当該事業者が取り扱っている当該情報（「個人情報」）	←組織として取り扱うことのできない情報（記憶等脳内情報）は含まない。
判断基準	当該情報（一般にその情報を判読可能なように分析等する場合はその結果）と具体的な人物との間に、 <u>一般人の判断力や理解力を基準として、社会通念上、同一性を認めることができるもの（一般人基準）</u> 。 または、「個人識別符号」が含まれているもの。	←氏名不詳、住所不定でも構わない。 ←情報の分析は専門家で構わない。その結果の判断において一般人基準を求める。

容易照合性判断

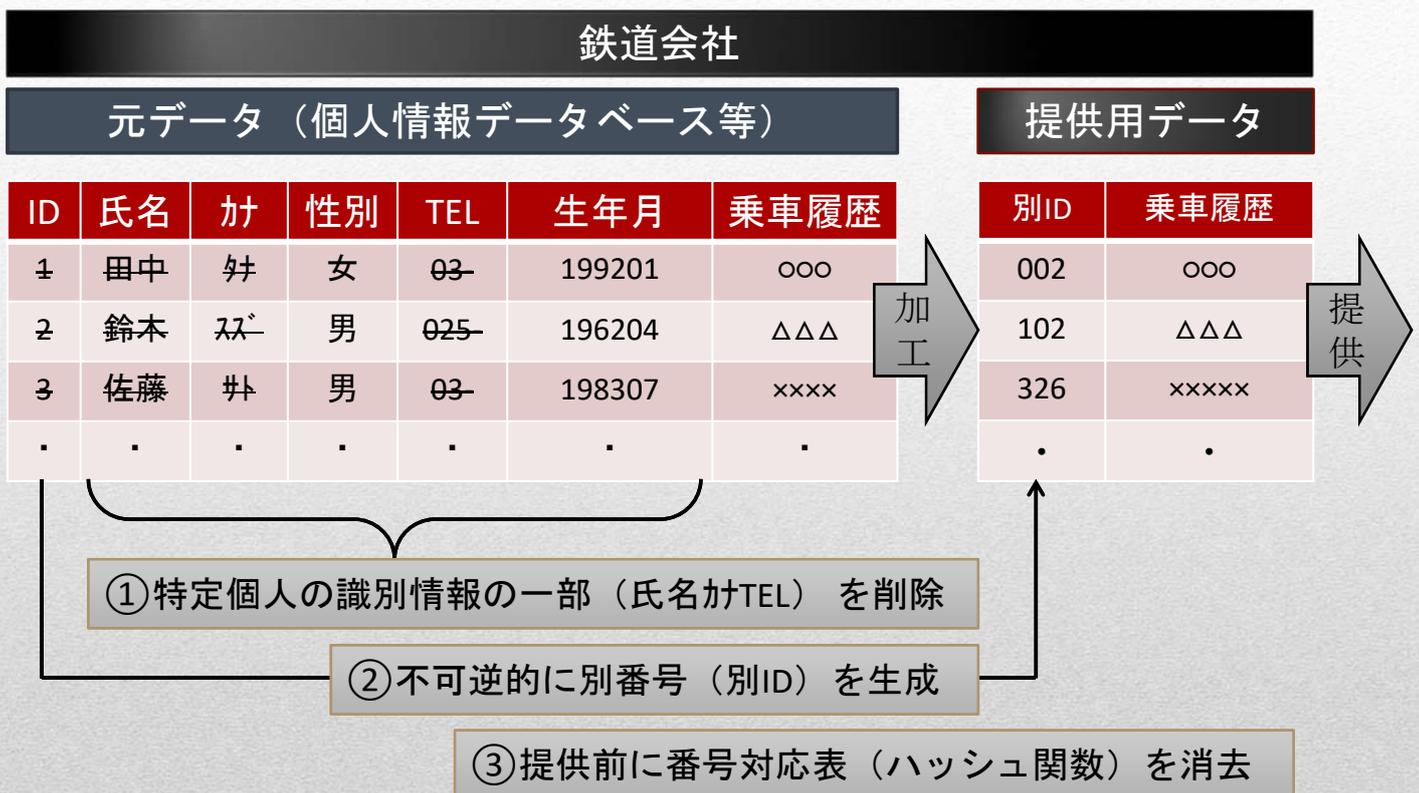
判断の要素		
法規制の客体	当該「個人情報取扱事業者」（提供元事業者）	←照合できるかどうかは、義務を課されている事業者において判断する。 * 提供先は個人の場合あり
判断の対象情報	当該情報（提供データ）と当該個人情報取扱事業者（提供元事業者）の取り扱っている「他の情報」（元データ）	←照合の対象となる情報の状態、両集合間の関係性。 * <u>判断の対象情報を、当該事業者が取り扱っている範囲に限定する。＝「他の情報」の範囲</u>
判断基準（提供元基準）	提供元において、当該情報（提供データ）と「他の情報」（元データ）の間に1対1の対応関係（単射性）があるかどうか。	

照合性：当該情報と「他の情報」





定期型（記名式）交通カードの移動履歴データの加工と提供



記名式交通カードの移動履歴データは「個人情報」

元データ（個人情報データベース等）

提供用データ

ID	氏名	か	性別	TEL	生年月	乗降履歴	別ID	乗降履歴
1	田中	か	女	03-	199201	〇〇〇	02	〇〇〇
2	鈴木	か	男	025-	196204	△△△	10	△△△
3	佐藤	か	男	090-	198307	××××	26	××××
・

② 特定個人の識別

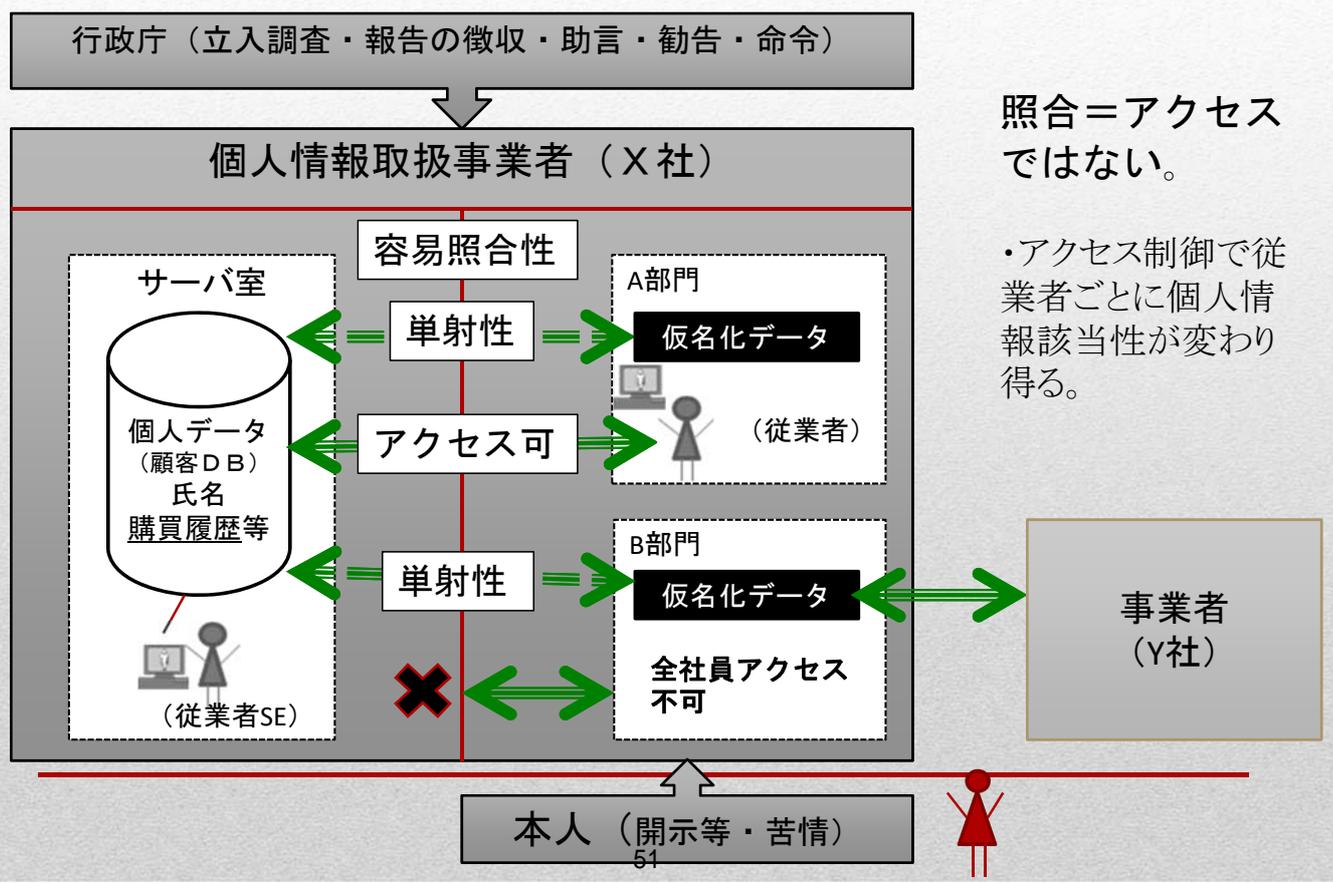
① 容易照合

* 移動履歴データ(例)

入札 駅名	ゲート 番号	年月日時分秒 yyyymmddhhmmss	出札 駅名	ゲート 番号	年月日時分秒 yyyymmddhhmmss
渋谷	24	20130822142308	品川	08	20130822143425
品川	08	20130822190514	新宿	32	20130822192648

×1ヶ月分

「経産省ガイドラインQ&A」 Q14問題



平成27年改正法第2条2項

この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

個人識別子の意義：個人識別子と本人の関係性

- ・個人識別子から本人に到達できるか？ または、
- ・個人識別子と個人の対応関係が1対1(単射)であるか？

「個人識別子」の性質

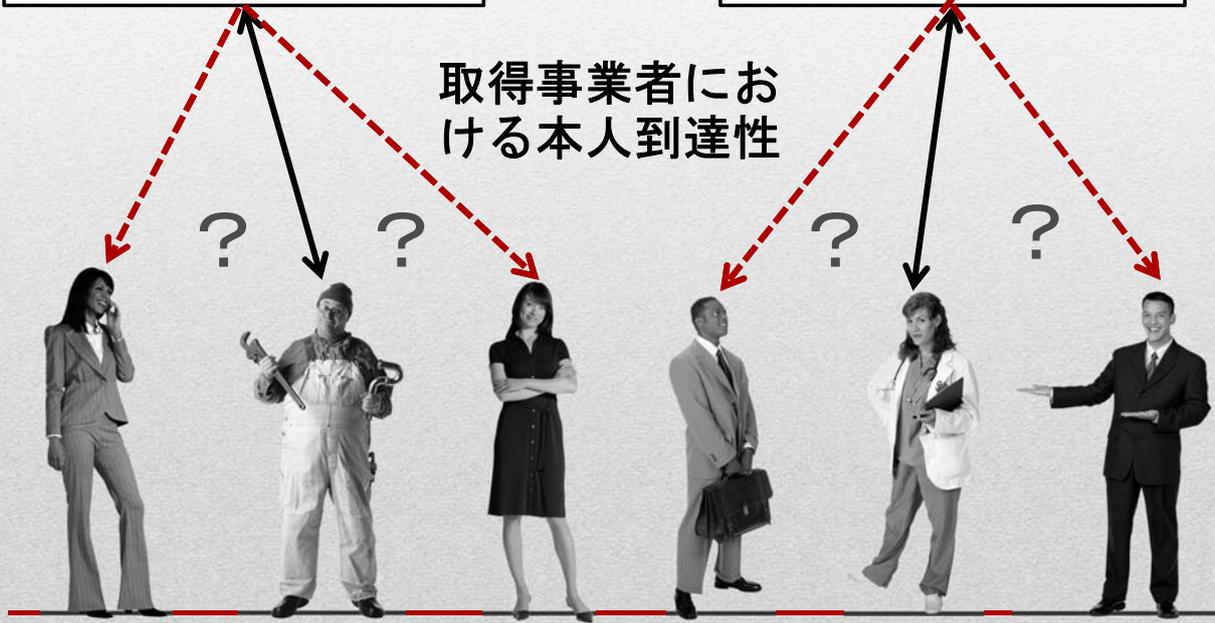
- A
1. 個人識別子の悉皆性
 - *個人識別子の発行数(対象者数) [母集団の大きさ]
 2. 個人識別子の唯一無二性
- B
3. 個人識別子の利用期間の長期性
 - 属性情報の量と相関する
 - *個人識別子の不変性(変更の任意性の有無)
 4. 個人識別子の利用範囲の広範性
 - [多数の事業者を横断しての利用か?]
 - 属性情報の種類と相関する

個人識別符号

マイナンバー
(12桁の数字)

遺伝情報

取得事業者における本人到達性



個人識別符号

1号個人識別符号

遺伝情報

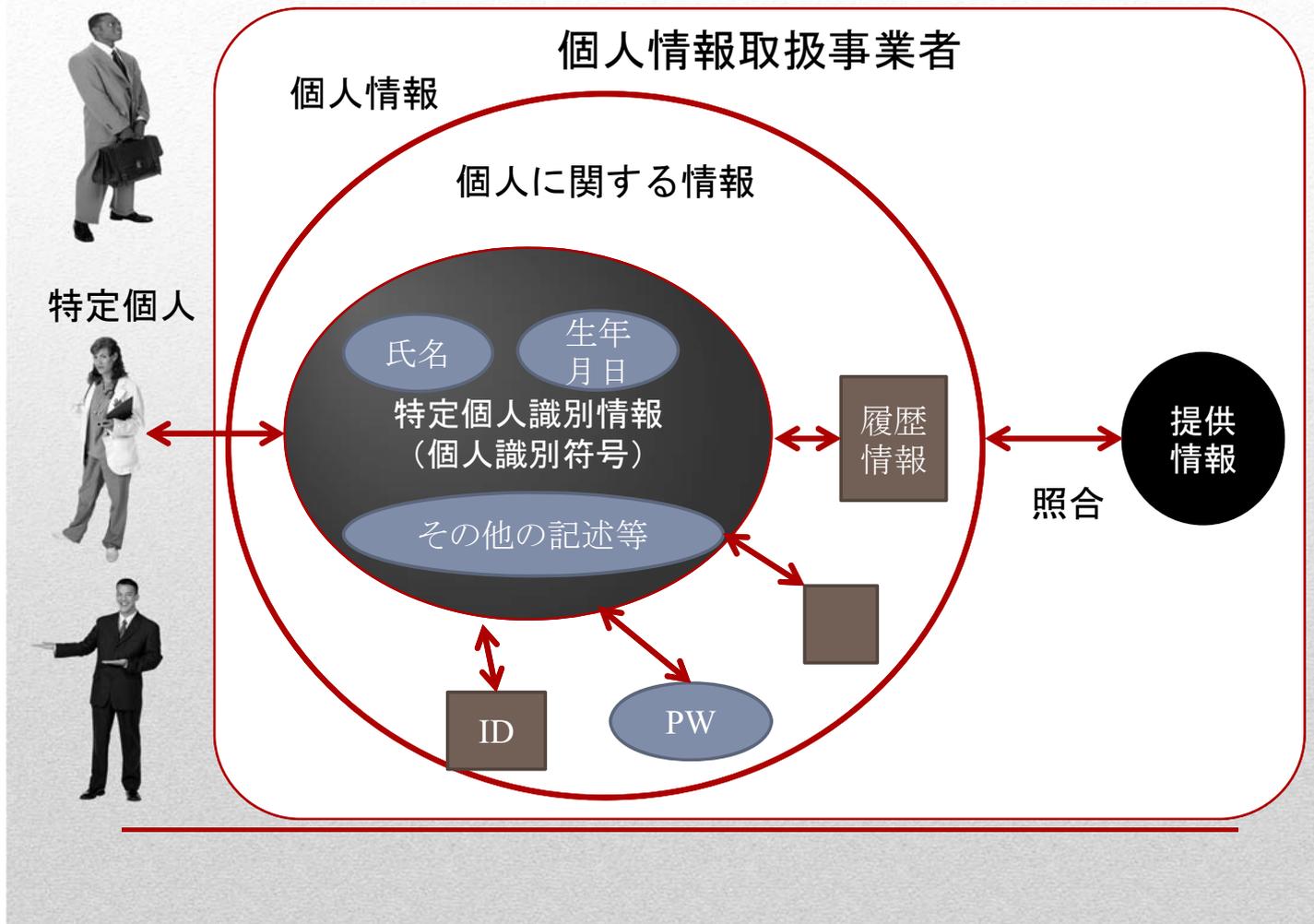
2号個人識別符号

マイナンバー
(12桁の数字)

<単射性>



- 当該識別子の性質から特定個人と単射性のある（識別非特定）情報であること。
- 個人情報取扱事業者が個人情報として取り扱う場合に適用されること。



個人情報保護法は、医療分野については、個別法（特別法）で対応することを予定していた。
 → 個人情報保護法（一般法）は医療分野の個人情報の取扱いを想定したつくりになっていない。
 ∴ 医療分野の特別法の制定が頓挫すると、

個人情報保護法（一般法）がそのまま適用され、

「ゲノム情報」単体＝個人情報（個人識別符号）

「病歴」＝要配慮個人情報（オプトアウト禁止）

「連結可能匿名化」した情報＝個人情報（同意）

医療等研究、創薬事業等への影響は甚大となる。

「医療等個人情報保護法」及び「ゲノム（遺伝情報）法」といった特別法の制定なくして次に示す目標の達成は不可能ではないか？（議論の余地がない。）

立法の必要性の議論を先行すべき。

→立法が必要と決まれば一般個人情報保護法の議論が変わる。

【目標】

○ 医療安全の確保

（トレーサビリティーの確保等

→連結可能匿名化に変わる制度の必要性）

○ ドナー等本人のプライバシー保護

（一定範囲の血族等多数当事者のプライバシー保護、生まれてくる子孫の保護等の問題）

○ 人類に貢献する「学問の自由」の確保

（2000個問題と公的部門の適用除外条項問題）

○ 遺伝子創薬等産業振興

（越境データ問題の解決

国際的ルールとの整合、執行協力体制）

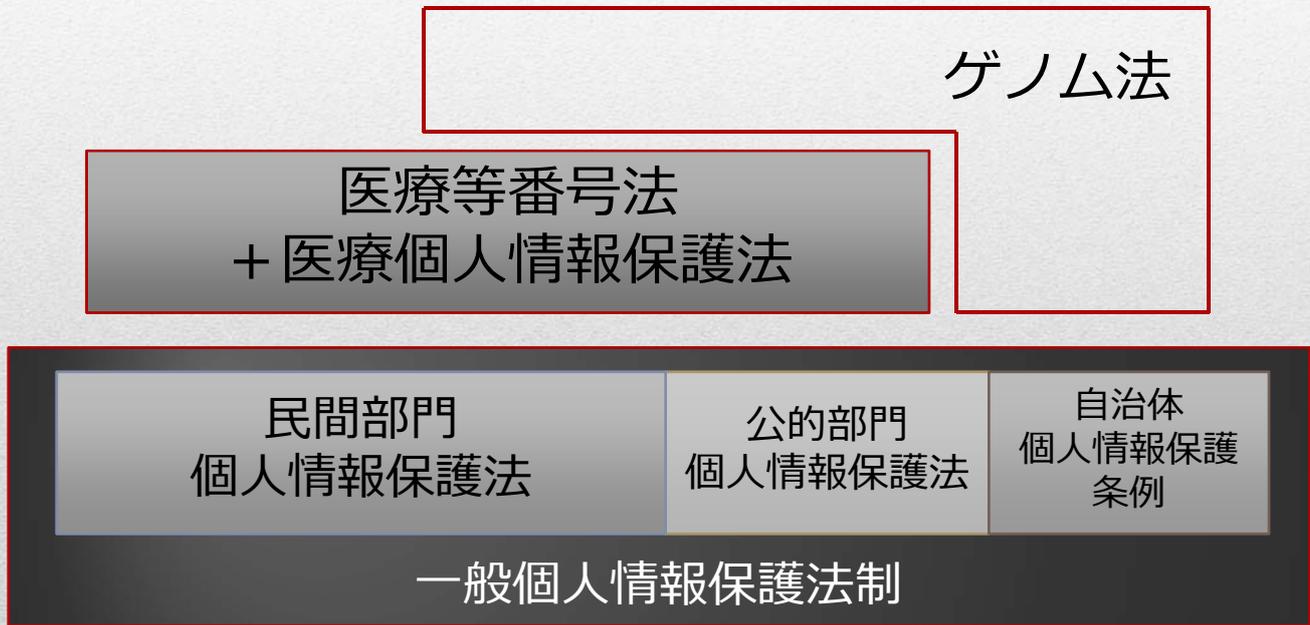
【納期（スケジュール感）】

○人口のボリュームゾーンである団塊の世代が後期高齢者に入り、医療保険等社会保障制度の財政がより逼迫する前に、関連医療法制、関連情報法制の整備を図り、高齢者に向けた施策の充実を図るとともに、遺伝子創薬などの次世代産業を推進することで、人口減少社会の中でも経済成長を持続し、社会保障制度の財源を確保しておく必要がある。

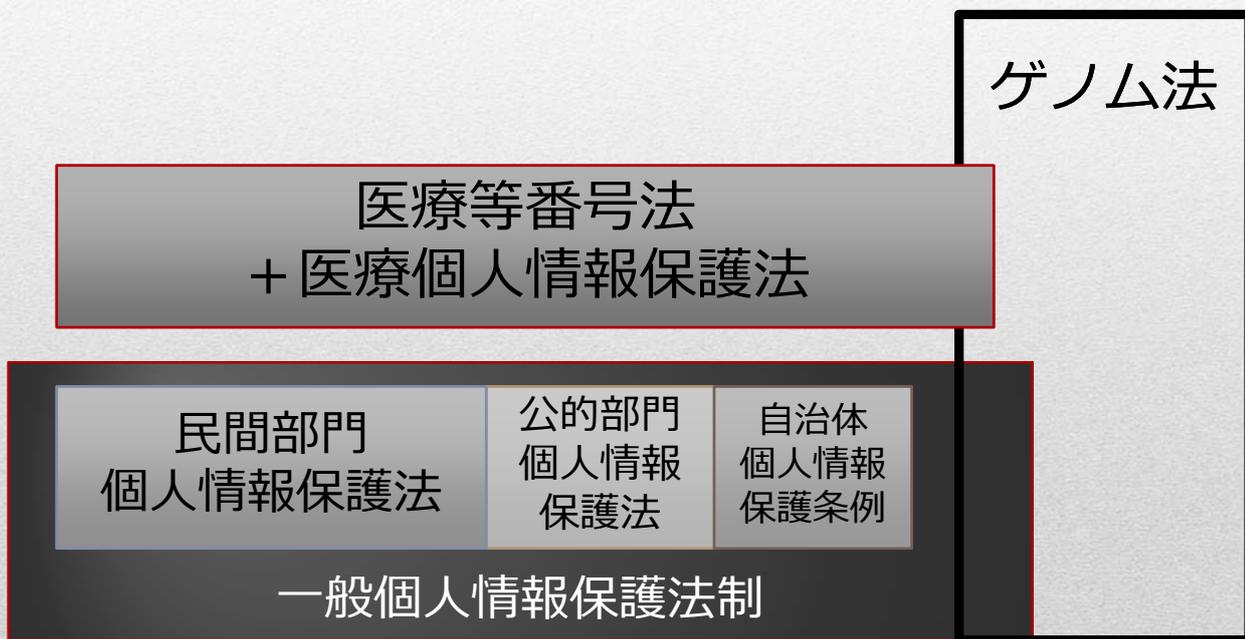
【基本論点】

1. 遺伝情報の法的位置づけ
 - (1) 「個人情報保護法」（一般法）で規律（1階建て型）
 - (2) 「医療等個人情報保護法」（特別法）で規律（2階建て型）
 - (3) 「医療等個人情報保護法」の他「ゲノム法」でも規律（3階建て型）
 - (4) 個人情報保護法制とは別体系のゲノム法で規律（別棟1階建て型）
 - (5) ゼロ規制・自主規制（野宿型）
-

医療分野の特別法の位置づけ（1）



医療分野の特別法の位置づけ（2）



【基本論点】

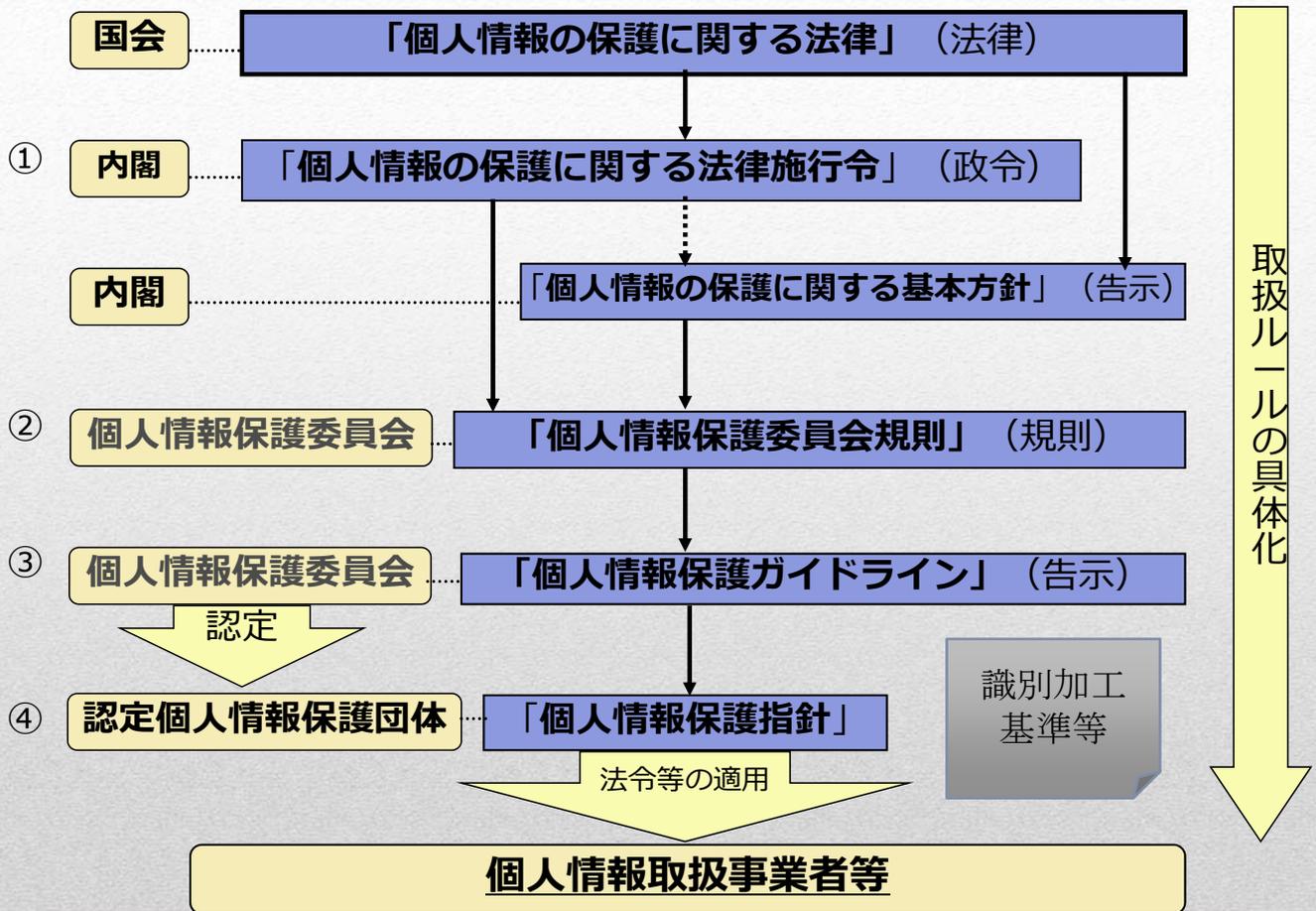
2. 遺伝情報を個人情報保護法で規律しようとする場合は、

- ① 容易照合系の「個人情報」として従来どおりの規律を維持すれば足りるか、
 - ② 遺伝情報単体を個人情報とすべく「個人識別符号」として政令で指定すべきか。
-

【基本論点】

3. 遺伝情報を個人情報保護法の「個人識別符号」として、政令で指定する場合、法令用語としての「遺伝情報」をどのレイヤーでどのように定義すべきか。

- ① 「政令」
 - ② 「個人情報保護委員会規則」
 - ③ 「個人情報保護ガイドライン」 (告示)
 - ④ 「認定個人情報保護団体」の「個人情報保護指針」
-



【基本論点】

4. 遺伝情報は「要配慮個人情報」として規律すべきか。（「病歴」？）

2条3項 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

【基本論点】

5. 遺伝情報関連の研究及びビジネスにおいて「匿名加工情報」は使えるか。

① 「匿名加工情報」と非個人情報化措置と選択できる場合に、前者を用いることの実益はどこにあるのか。

② いわゆる仮名化データは「匿名加工情報」に該当せず、「個人情報」と評価されることが改正個人情報保護法明確になったことで、「連結可能匿名化」（いわゆる仮名化データ）は、改正法施行後は個人情報としての義務を負うこととなるがその影響は遺伝情報の研究、創薬等にいかなる影響があるか。

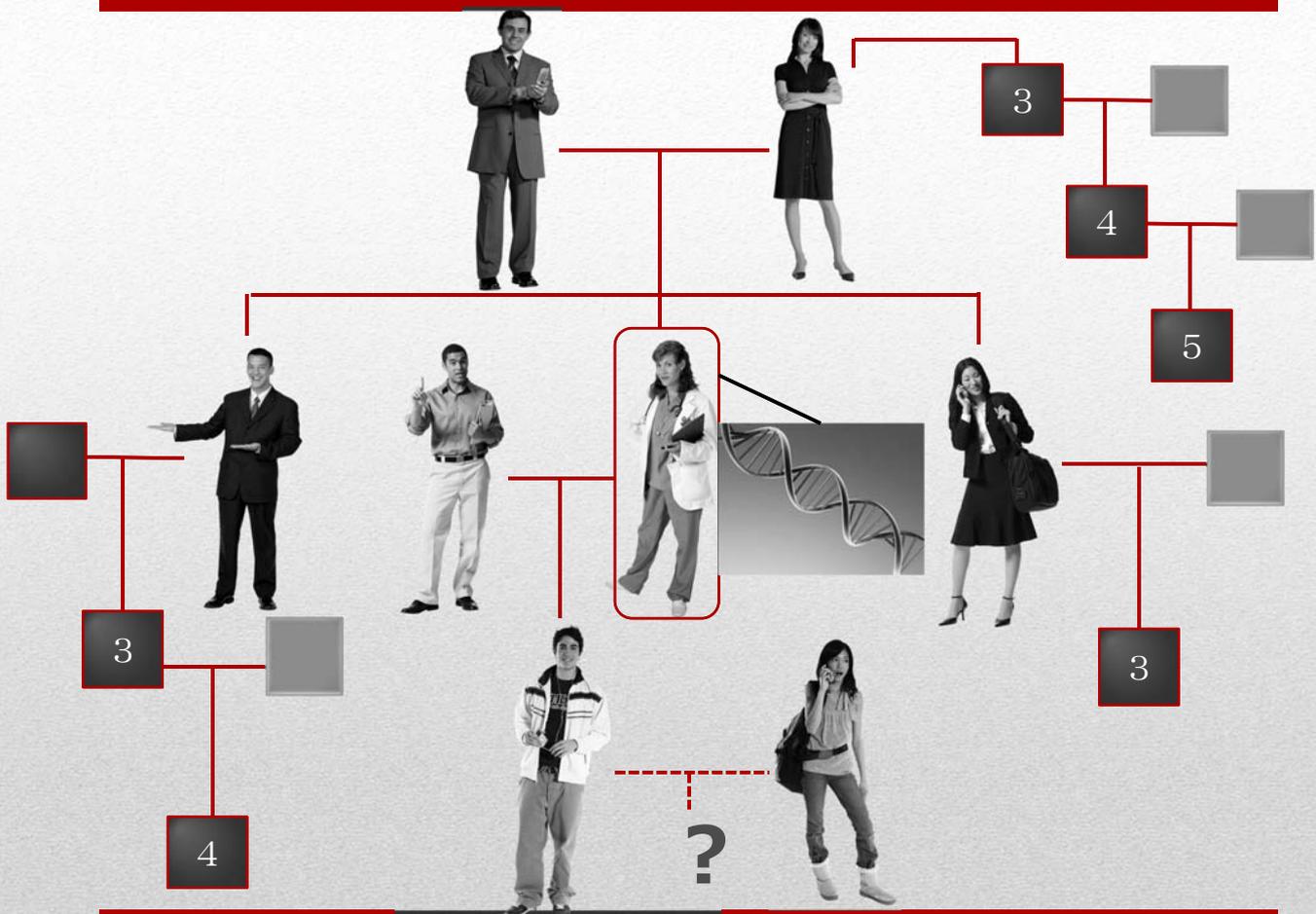
【基本論点】

6. 遺伝情報の本人とその血族など保護すべき人の範囲をどう考えるべきか。

また、遺伝情報に対する、開示等請求権にいかに対応していくべきか。

保有個人データに限定されるべきか。

開示範囲（非開示の事由、その判断基準）をどう考えるべきか。



【基本論点】

7. 遺伝情報の越境データ問題にどう対処すべきか。

遺伝情報が十分な保護水準に達していない国に提供される場合について国または個人情報保護委員会は如何に対応していくべきか。

8. 遺伝創薬などの産業を支える法的基盤をどのように整備していくべきか。

(規制緩和策だけが解か?)

【基本論点】

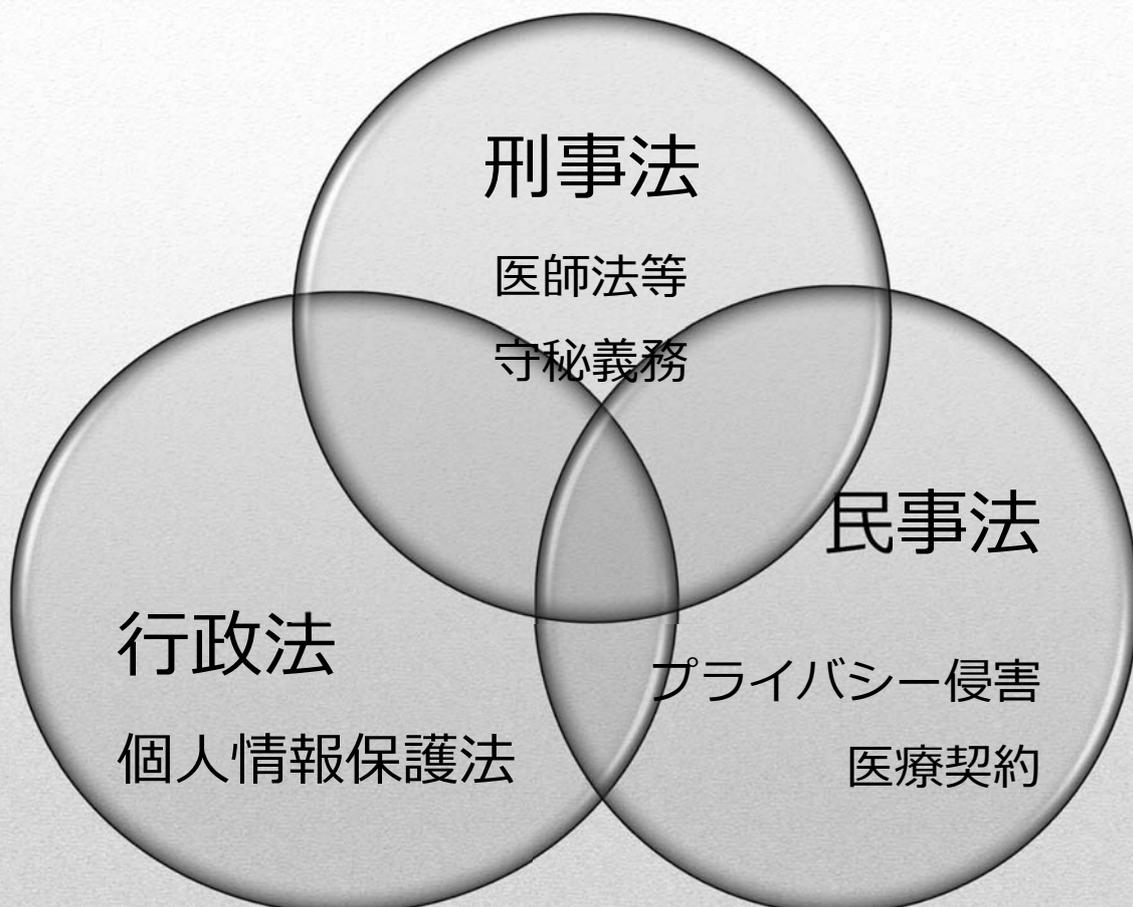
8. 2000個問題の影響について

研究目的の適用除外の明文規定のある私立大学（病院）及び私立病院と適用除外規定のない独立行政法人等個人情報保護法が適用される国立大学法人（病院）及び独法の研究所及び（病院）、その他個人情報保護条例が適用される公立大学（病院）その他の都道府県市区町村立の病院等の医療個人データ及び遺伝情報の連携をどう実現するのか。

【基本論点】

9. 医療データ、遺伝情報の提供する場合の民事法上、刑事法上の問題

～全て適法であって、はじめてデータを移転し得る。



災害時における 個人情報情報の活用

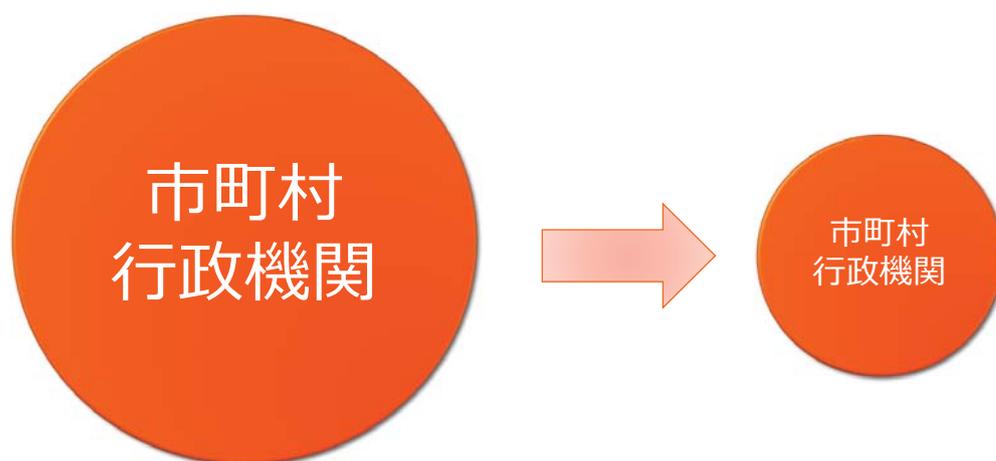
「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」研究開発領域
シンポジウム『社会的弱者を支える個人情報の活用～新しい制度の可能性』
2018年3月12日

弁護士・博士（法学）・慶應義塾大学非常勤講師
マンション管理士・医療経営士・ファイナンシャルプランナー（AFP）
防災士・防災介助士

 銀座パートナーズ法律事務所

岡本 正

地域コミュニティと支え合いの担い手



行政機関の縮小による行政内での担い手不足
特に災害時における警察・消防活動の限界
（東日本大震災の教訓『助けは来ない』が前提）

個人情報共有⇒地域が支援の担い手

平常時からの個人情報の適切な共有



TADASHI OKAMOTO LAW OFFICE

千代田区個人情報保護条例

(外部提供の制限)

第16条 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。)を外部提供(区の機関以外の者への提供をいう。以下同じ。)してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等により外部提供することとされているとき。
- (3) 人の生命、身体、健康又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 第34条の2第1項に規定する業務の委託、同条第2項に規定する公の施設の管理者の指定又は第34条の3第3項に規定する第三者への業務の委託にあたって、その業務の執行上、受託者等(受託者及び指定管理者並びにこれらの者から当該個人情報を取り扱う業務につき順次にその全部又は一部の委託を受けた者をいう。以下同じ。)へ提供することが必要不可欠なとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いて、実施機関が公益又は区民福祉の向上のため特に必要があると認めるとき。

災害対策・見守り支援・孤立防止支援

平常時からの情報共有は許容されているか？



いずれにせよ個人情報保護条例をクリアする必要



条例のどの条項を活用するか？

- (1) **本人の同意**があるとき。
- (2) **法令等**に定めがあるとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、**緊急かつやむを得ない**と認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、**審議会の意見**を聴いて、実施機関が特に必要があると認めるとき。

東日本大震災の教訓から

東日本大震災における福島県南相馬市の事例に学ぶ

- 1 平常時からの悉皆性のある名簿の保有
- 2 災害時の第三者提供の具体的手続・ルール整備
- 3 行政と連携できる支援者の確保・育成

災害時における個人情報共有

2013年6月成立、2014年4月施行の

改正災害対策基本法が、統一ルールを整理

避難行動要支援者名簿の義務化

安否情報 収集・開示の制度化

被災者台帳 情報提供の制度化

審議会 = 答申を経る

個人情報保護条例の審議会の答申を経る

審議会を経て個人情報を共有できる道を設けている条例を定めている場合（江東区など）では、審議会の判断で、災害前から、平常時からの個人情報共有を許容する答申を経るということも考えられる。条例制定が何らかの事情で困難な場合、審議会を活用することが考えられる。

長岡市における災害時要援護者の未同意者リストの共有

三条市における災害時要援護者リストの共有

岩手県における被災者支援のための情報共有

法令 = 条例を新設

個人情報保護条例以外の「条例」

平常時からの共有を許容する条項をつくる。「孤立防止条例」「地域支えあい条例」「震災対策条例」「災害時要援護者名簿条例」「避難行動要支援者名簿条例」など。あらかじめ、関係支援団体と共有できると明記する。

『渋谷区震災対策総合条例』

『中野区地域支えあい活動の推進に関する条例』

『足立区孤立ゼロプロジェクト推進に関する条例』

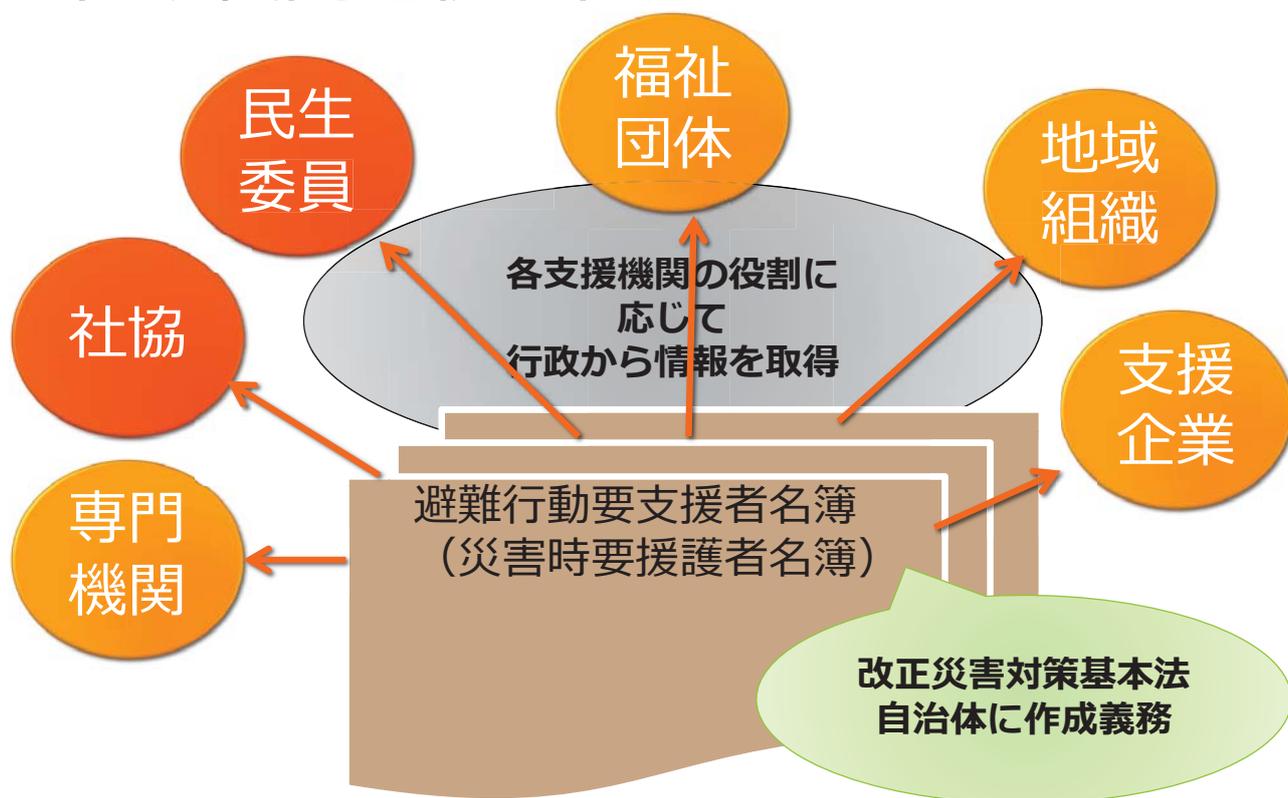
『千葉市避難行動要支援者名簿に関する条例』

兵庫県の新しい取組

『ひょうご防災減災推進条例』
(「ひょうご安全の日を定める条例」) を大幅追加改正

「市町は、災害の発生に備え、自主防災組織等に対し避難行動要支援者の法第49条11第1項に規定する名簿情報を共有するため、同条第2項ただし書に規定する特別の定めを設ける条例を制定等法制上の措置その他の必要な措置を行うものとする」
(改正条例3条3項)

行政機関を核に協定



支援団体等との協定の策定ポイント

名簿を保有する自治体と支援組織で協定を締結

共有する個人情報の範囲について明確にする
(必要最小限かつ支援に十分な範囲にする)

個人情報管理規約の設定義務

組織構成員の研修義務

組織と構成員の守秘義務の明記
(事後的にも)

地域の個人情報保護法制の研修の重視

その1 個人情報共有の基礎知識を学ぶ

- 「わかりにくい」個人情報保護制度を「わかりやすく」解説する場
- 「誤解」していた個人情報保護制度を正しく理解する

その2 法改正でやれることを地域に浸透

- 地域支援の「担い手」になっている行政以外の組織は何か
- 民間企業による見守り・孤立防止支援と行政との連携実例

その3 共通フォーマットで自治体連携

- システム実装をどうするのか
- 行政に対する提言や働きかけはどうするのか

リーガル・アドバイザーとの連携



リーガル・アドバイザーとの連携

災害発生時・孤立死の防止
どんな時に個人情報共有してよいのか現場で担当
者が判断することは困難

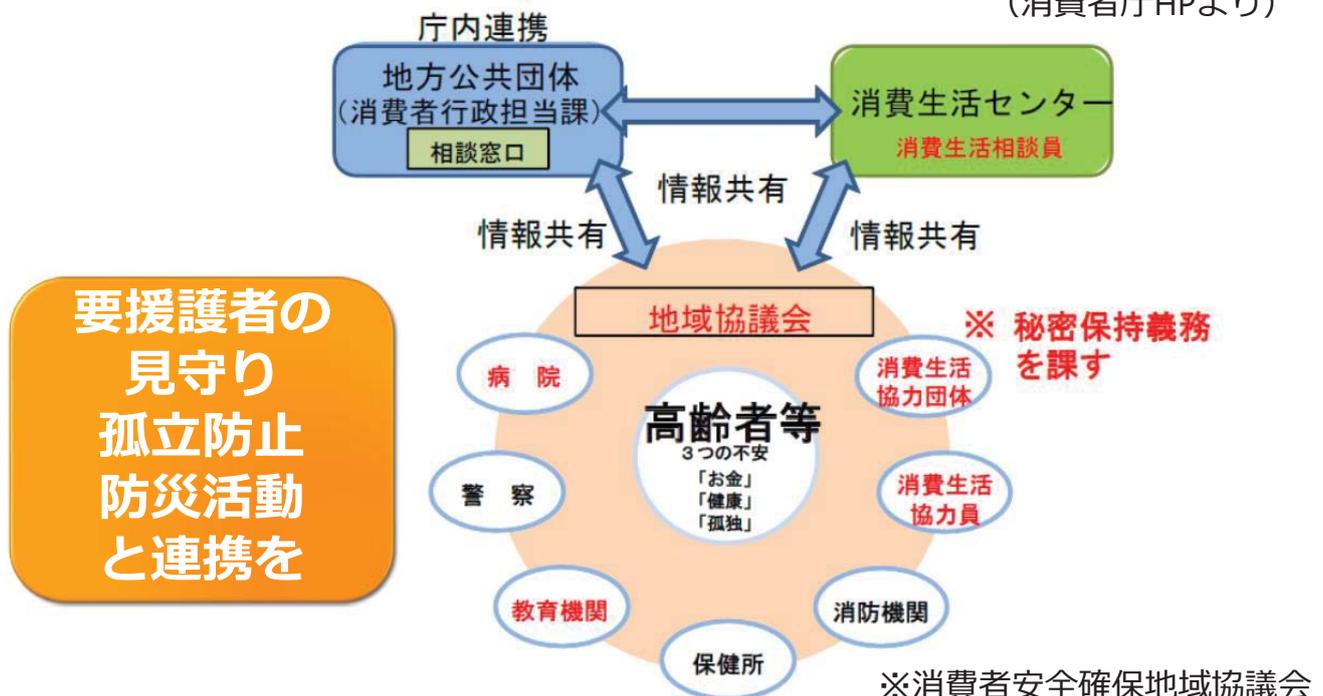
いざという時のために、リーガル・アドバイザーへの
法律相談が不可欠に

平常時からの顧問的な連携
災害発生がない場合⇒リーダー育成・新規の役員・
幹部研修、定期的な職員研修などの連携

消費者安全法と個人情報

地方消費者行政の連携イメージ

(消費者庁HPより)



消費者安全法と災害対策基本法まとめ

- 消費者安全法（消費者庁所管）は、平常時からの個人情報の共有を許容する画期的な法律。
- 災害対策基本法（内閣府防災所管）が踏み込めなかった平常時から個人情報の共有が可能に。
- 消費者安全法と災害対策基本法を相互補完的に運用することで、災害対策、見守り、孤立防止、支えあい、などを含む平常時から災害時までつかえる、一気通貫の個人情報の共有スキーム構築を目指すべきではないか。

【ご参考】岡本正「災害対策と個人情報利活用の課題－災害対策基本法と消費者安全法が示唆する政策展開」（社会情報学会学会誌「社会情報学」、2015年第3巻3号） <http://www.ssi.or.jp/journal/pdf/Vol3No3paper1.pdf>

マンション防災と個人情報

- 分譲マンション（区分所有建物）の「居住者」のリアルタイムの把握を担保するシステムの不存在（管理組合の任意の取組に任せられている）
- 避難行動要支援者名簿は、仮に『災害時』であっても、必ずしもマンション管理組合に提供されない（自治会・町会とマンション管理組合の断絶のケース）
- 仮に小さなマンションでも、**管理組合＝自治会／自主防災組織としなければならない理由がある**

【重要施策】

『都市部をはじめとしたコミュニティの発展に向けて取り組むべき事項について（通知）』（総行住第49号 平成27年5月12日 総務省自治行政局住民制度課長）

参考文献（見守り・災害と個人情報情報の利活用）



岡本 正（略歴） <http://www.law-okamoto.jp>

- ・ 弁護士。博士（法学）。マンション管理士。ファイナンシャルプランナー（AFP）。医療経営士（2級）。防災士。防災介助士。中小企業庁認定経営革新等支援機関。慶應義塾大学 法科大学院・法学部・大学院SDM 非常勤講師。中央大学大学院公共政策研究科客員教授も歴任。
- ・ 1979年生。神奈川県鎌倉市出身。2001年慶應義塾大学卒業、同年に司法試験合格。2003年弁護士登録し、田邊・矢野法律事務所に10年勤務したのち、2013年8月に、岡本正総合法律事務所を設立。2016年4月に銀座パートナーズ法律事務所の設立に合流し、パートナーに就任。
- ・ 弁護士ほか専門資格と行政内弁護士経験を活かし、企業、個人、行政、政策、教育など幅広い法律分野を扱う。2009年10月から2011年10月まで内閣府行政刷新会議事務局上席政策調査員として、行政改革・規制改革・政府系法人改革・行政事業レビューなど行政改革・政策立案を担当する。東日本大震災を契機として、2011年4月から12月まで日弁連災害対策本部嘱託室長にも就任。東日本大震災の4万件の無料法律相談データベース策定を提言し、その責任者となる。2011年12月から2017年7月まで文部科学省原子力損害賠償紛争解決センター総括主任調査官に就任し、組織体制の構築や仲介基準策をはじめ多数の案件に関わる。2012年には、リーガルニーズと復興政策の軌跡をとりまとめ、法学と政策学を融合した「災害復興法学」を大学に創設。講義などの取り組みは、『危機管理デザイン賞2013』『第6回若者力大賞ユースリーダー支援賞』などを受賞。2015年のネパール大震災では、JICAの招聘講師としてカトマンズで災害復興法学と情報提供支援に関する基調講演を実施。NHK[視点・論点]ほかメディアも多数。
- ・ 2017年9月、博士論文「災害復興法学の体系—リーガル・ニーズと復興政策の軌跡—」により新潟大学大学院現代社会文化研究科より博士（法学）-LL.D.-の学位を取得。
- ・ 公益財団法人東日本大震災復興支援財団理事、日本組織内弁護士協会副理事長、実務公法学会理事、日本計画行政学会常任幹事、大学研究員ほか、産官学の公職多数。代表著書に『災害復興法学の体系：リーガルニーズと復興政策の軌跡』『災害復興法学』（慶應義塾大学出版会）、『非常時対応の社会科学法学と経済学の共同の試み』（有斐閣）、『公務員弁護士のすべて』（レクシスネクシス・ジャパン）、『自治体の個人情報保護と共有の実務』（ぎょうせい）等。

個人情報活用に向けた情報基盤の在り方

--「個人情報を利用する情報基盤」のための法制度の在り方--

2018年3月12日

セコム（株）IS研究所 松本 泰



© 2018 SECOM CO.,LTD.

1

松本の自己紹介

セコム（株）IS研究所、JST/RISTEX 公私領域アドバイザー

- 1984年 UNIX上のビデオテックス・パソコン通信システムの開発に従事
- 1994年 各種インターネットサービスの設計、開発、運用に従事
- 1999年 サイバーセキュリティ事業の立ち上げに従事
- 2003年-2007年 工学院大学「セキュアシステム設計技術者の育成」プログラム客員教授
- 2007年 経済産業省 商務情報政策局長表彰「情報セキュリティ促進部門」受賞
- 2007年-2012年
 - 情報処理推進機構 情報セキュリティ分析ラボラトリー 非常勤研究員
- 2011年-2012年
 - 社会保障・税に関わる番号制度 情報連携基盤技術WG 構成員
 - 社会保障・税に関わる番号制度 社会保障分野サブWG 構成員
- 2013年-2014年
 - 内閣官房 パーソナルデータに関する検討委員会・技術検討WG 構成員
- 2018年3月現在
 - 日本ネットワークセキュリティ協会 PKI相互運用技術WG リーダー
 - 暗号技術検討会（CRYPTREC）構成員
 - 暗号技術評価委員会 委員、暗号技術活用委員会 委員
 - 日本データセンター協会 セキュリティWG リーダー
 - 日本トラストテクノロジー協議会（2017年11月設立）副代表
 - JST/RISTEX 公私領域アドバイザー

マイナンバー
制度の議論

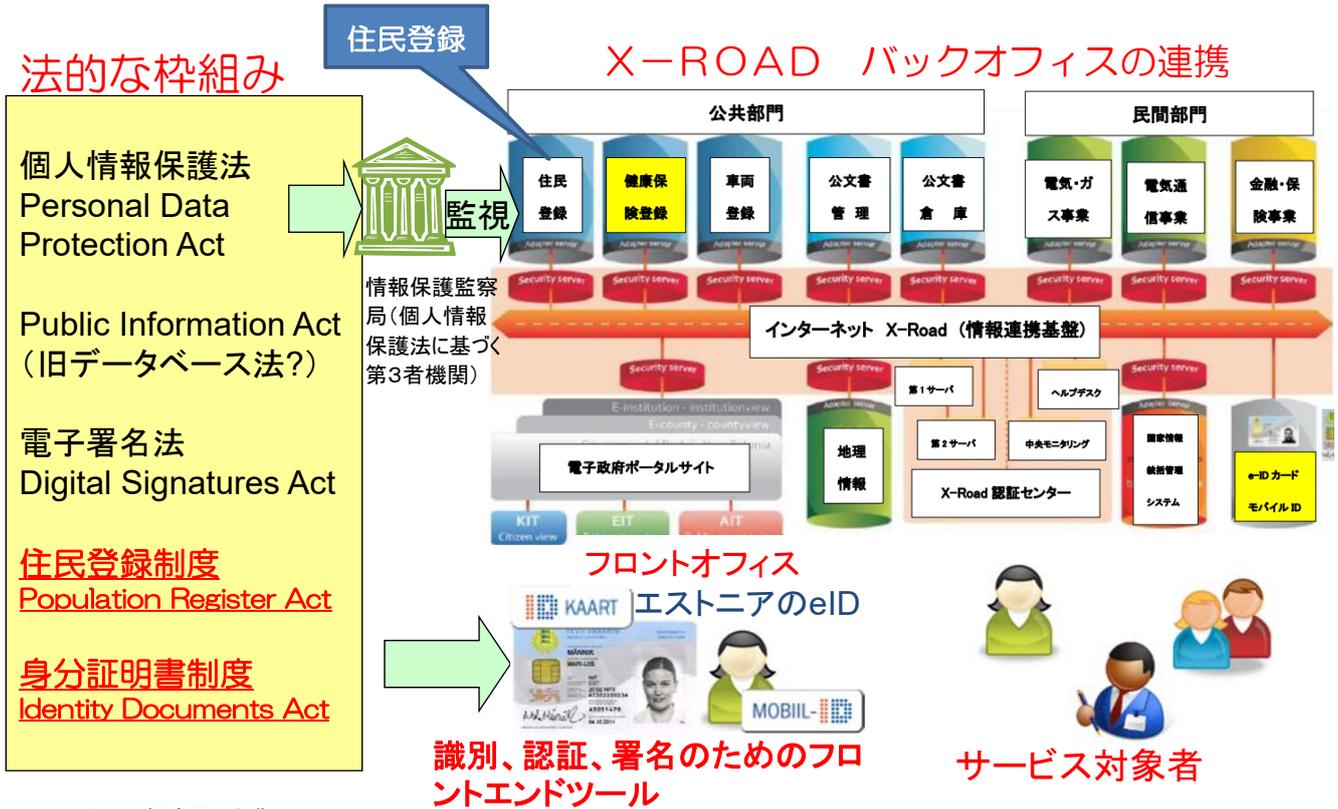
改正個人情報保護法、
匿名加工情報の議論

- 政府等の施策・方針
 - 2017/5月 世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画
 - I-4 「データ」がヒトを豊かにする社会、「官民データ利活用社会」のモデル構築
 - <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20170530/siryou1.pdf>
 - Society 5.0 -- Society 5.0で実現する社会は、IoT (Internet of Things) で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され…少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されます。社会の変革（イノベーション）を通じて、これまでの閉塞感を打破し…一人一人が快適で活躍できる社会となります。
 - http://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/index.html
 - ⇒ これらの施策より、RISTEX公私領域の課題も解決可能なのか??
 - ⇒ データ（含む個人情報）の活用は「情報基盤の整備」が前提となっている場合が多い
- RISTEX公私領域の現状
 - そもそも、デジタル化されたデータが少ない
 - 「個人情報活用・情報共有」のためのシステム（≡情報基盤）は、ほとんど存在しない。
 - 「個人情報活用・情報共有」のためのセキュリティは、多くの場合関係者の守秘義務（のみ）に頼っている場合が多い。

個人情報活用・情報共有における情報基盤の意義と課題

- なぜ、個人情報活用・情報共有にとって情報基盤が重要なのか？
 - 「コスト」「継続性」の問題を解決 ⇒ RISTEX公私領域の共通課題
 - 情報基盤は、人の力を増幅できる
 - 人が行うべき作業（コスト）の最小化
 - ルール化した手続きを、効率よく処理可能
 - 属人性を最小限にする（このことによる持続性・継続性）
 - 情報基盤自体のコスト
 - スケーラブル（スケールアウト可能）な情報基盤がコストの問題を解決する（クラウドサービスのような考え）
- （コストの問題を解決する）スケーラブルな情報基盤に立ち上がる壁
 - 個人情報保護条例2000個問題（ポリシーの不整合問題）
 - 2000個の別々の情報システムを構築したとしても、ポリシーの不整合により情報連携ができない。
 - 旧来からの紙台帳を前提とした法制度（更には2000個問題）
 - 人が紙台帳を目視で確認して処理を行う等
 - ⇒ コスト等の問題を解決するスケーラブルな情報基盤が実現できない。
 - ⇒ デジタル社会・Society 5.0の目指す社会に相応しい法制度の在り方

先進的な「個人情報活用・情報共有」を進めている エストニアの電子政府の概観

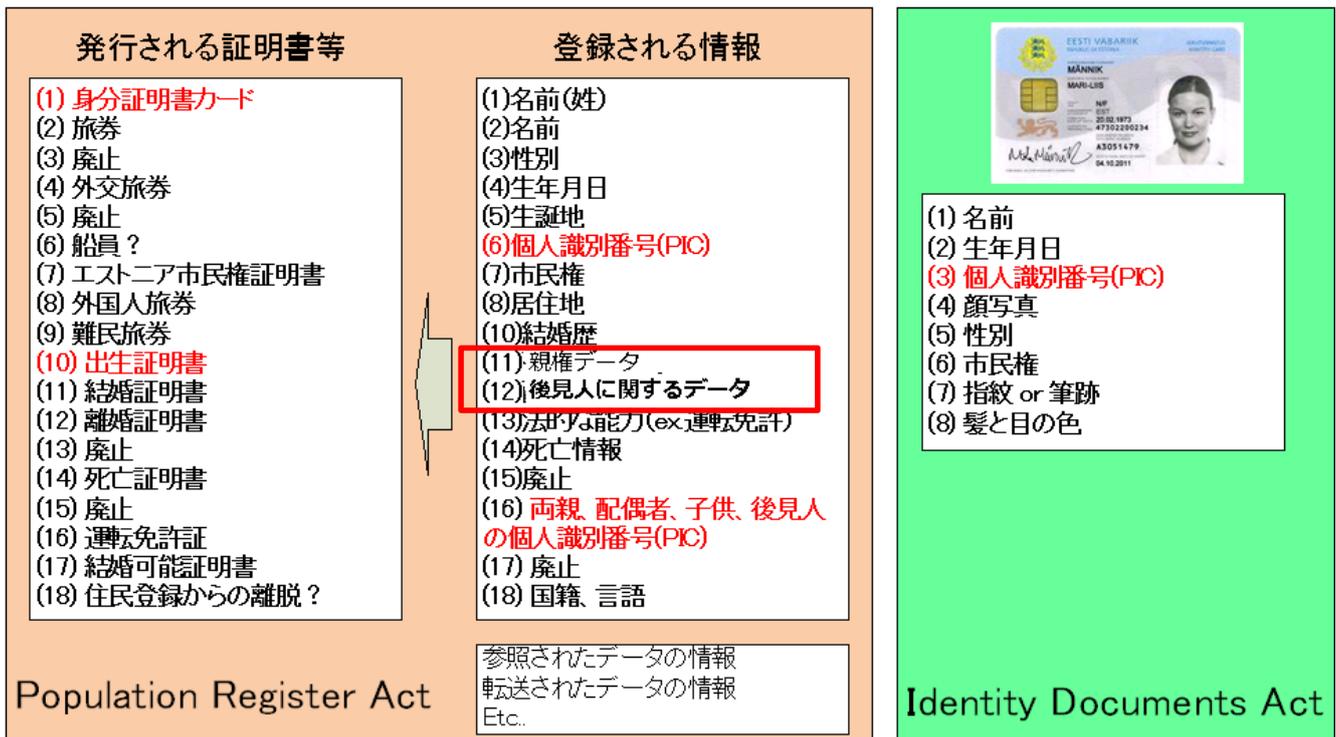


X-ROAD概念図 出典: <http://j-jump.jp/wp-content/uploads/2017/05/a479fba435511697461c8881f09764af.pdf>

© 2018 SECOM CO.,LTD.

エストニアの
住民登録制度
身分証明書制度

Population Register Act 2000年
Identity Documents Act 1999年

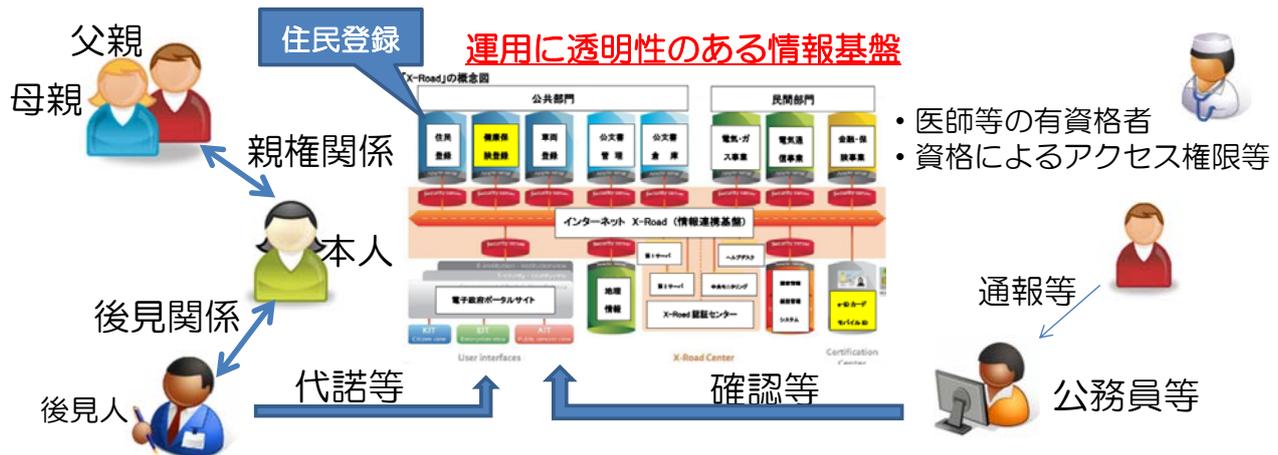


Estonia Population Register Act
Estonia Identity Documents Act

<https://www.riigiteataja.ee/en/eli/516012014003/consolide>
<https://www.riigiteataja.ee/en/eli/504112013003/consolide>

© 2018 SECOM CO.,LTD.

- (11) 親の持つ**親権データ**（親権を付与された親、親権の一部または全部の移譲、一時停止、親権の回復、親権の制限、親権の剥奪、子どもとの家族からの離脱）。
 - [発効日 2010年7月1日] -- 親権に関する
- (12) 後見人に関するデータ（**後見人の氏名、個人識別番号**、または後見人の登録コードおよび住居または登記所、後見開始日および終了日。**後見人の同意なし**に入力することができる取引）
 - [発効日 2014年1月1日] -- 「同意なし」の部分
- (16) 母親、父親、配偶者、子供の**個人識別番号**



© 2018 SECOM CO.,LTD.

7

個人情報活用に向けた情報基盤の在り方

--「個人情報を利用する情報基盤」のための法制度の在り方--

- Society 5.0で実現しようとしている社会においては、RISTEX 公私領域における課題解決においても「個人情報を利用する情報基盤」が重要な役割を果たすと考えられます。
- こうした情報基盤の実現は、情報通信技術の発展により可能になると考えられがちですが、実際には、紙台帳時代の仕組みを大きく引きずった既存の法制度が、「個人情報を利用する情報基盤」の実現を非常に難しくしています。
- 個人情報保護条例2000個問題も、過去から法制度の問題と言えますが、それ以上に、人が紙台帳を目視で確認して処理を行うことを前提とした旧来からの法制度は、デジタル時代にそぐわないものになりつつあります。
- RISTEX公私領域における課題解決のためにも、法制度自体を、今後のSociety 5.0で実現しようとしている社会に適合したものに作り変えていく必要があります。

© 2018 SECOM CO.,LTD.

8

第3者提供・情報共有に関する考察

2018年1月12日

セコム（株）IS研究所 松本 泰



© 2018 SECOM CO.,LTD.

9

第3者提供・情報共有に関する考察

- (1) 公私領域における個人情報の第3者提供・情報共有
 - 要求・そもそも何をやりたいのか？
 - 実現したい第3者提供・情報共有に対する課題
 - 個人情報研究会での主な議論
 - 「そもそも何をやりたいのか？」に基づき再整理が必要??
 - 「同意」に関する制度的なアプローチ
 - 第3者提供の制限の例外
 - 「第3者提供先の信頼」「情報共有の信頼」
 - 安全管理措置、第3者提供先の問題解決能力等
- (2) 技術的なアプローチによる個人情報の利活用と保護の両立
 - 「提供先の信頼」の問題をプライバシー保護技術などにより解決しようとする動き

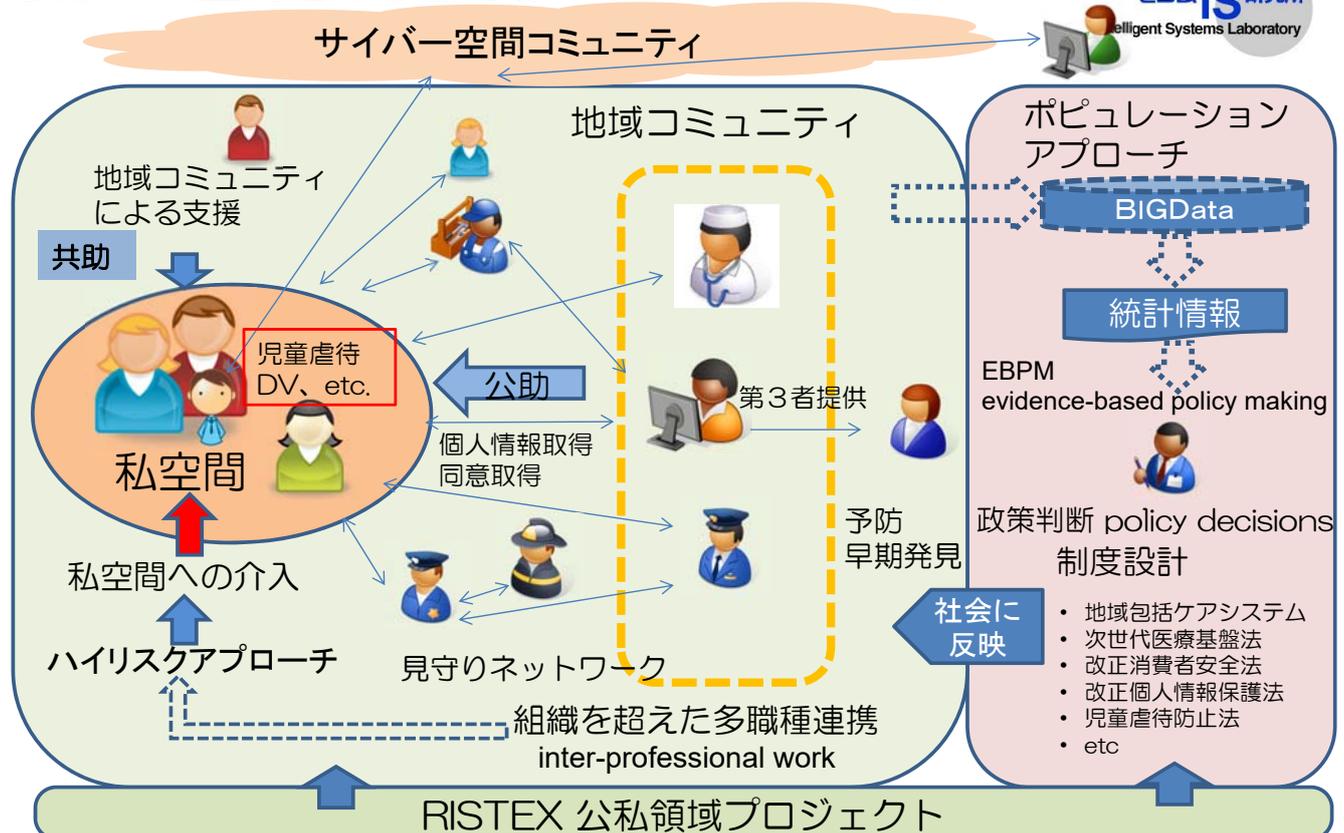
公私領域における 個人情報の第三者提供・情報共有

- 第三者提供
 - 通報
 - 情報共有のための第三者提供
 - 2次利用
- 情報共有
 - 緩やかな情報共有、支援、エコシステム構築
 - ハイリスクな情報共有（専門職間の情報共有）

© 2018 SECOM CO.,LTD.

11

要求--私空間を取り囲む様々なステークホルダー



個人情報の利活用の視点からの課題は、散在したスモールデータ問題 or excel

© 2018 SECOM CO.,LTD.

12

要求 -- 公私領域において実現したこと

→ ここが、もう少し整理される必要がある

- ハイリスクアプローチのための通報のモデル -- ハイリスクの検出
 - 秘匿性の高い情報の専門職(?)における共有 → 狭い情報共有?
 - 非専門職からも含む、秘匿性の高い情報の通報 (第三者提供)
 - 主に個人情報の1次利用 (検出するまでの仮名化等はある)
- ポピュレーションアプローチのためのデータ収集のモデル
 - 政策決定等のためのビッグデータ? 構築
 - 主に個人情報の2次利用 2次利用に対する同意
 - 「次世代医療基盤法」のようなアプローチ
- 支援のための情報共有--マルチステークホルダーの情報共有のモデル
 - 地域包括ケアシステム、消費者安全確保地域協議会 (見守りネットワーク) 等
 - この「情報共有」からハイリスクの検出も考えられる
 - この「情報共有」からの2次利用も考えられる
 - 1次利用&2次利用のミックス
- 既存データベースの利用 (目的外利用)
 - 金融機関のトランザクション、レセプト、健康診断、etc..

© 2018 SECOM CO.,LTD.

13

実現したい第三者提供・情報共有に対する課題

→ 要求のケースに対応した課題の整理が必要?

- 個人情報保護条例2000個問題に関連した課題
 - 統一した意思決定ができないため、組織をまたいだ情報共有が実質的に不可能
 - 条例の規定によってはオンライン結合禁止がある
 - 学術研究の例外が無い条例がある
- 本人の同意に関する課題
 - 判断能力 (意思能力) が十分でない個人 (高齢者、子児、障害者) の場合の代諾者
 - 同意の有効性 (判断能力 (意思能力) が十分でない場合)
 - DVのケース等本人の同意が期待できない場合
- 個人情報保護法の例外規定による第三者提供
 - 緊急性などの判断をどうするか等、判断を要する場合が多い
- その他
 - 過剰反応など社会的意識
 - マイナンバーの利用 (医療等IDの利用) の制約
 - 行政の縦割りなど同一組織においても情報共有ができない
 - 財源、コスト ⇒ 社会保障分野等の本質的な課題

© 2018 SECOM CO.,LTD.

14

課題 松本の情報プラットフォームの観点からの私見 ⇒ 社会に広く実装する際の課題

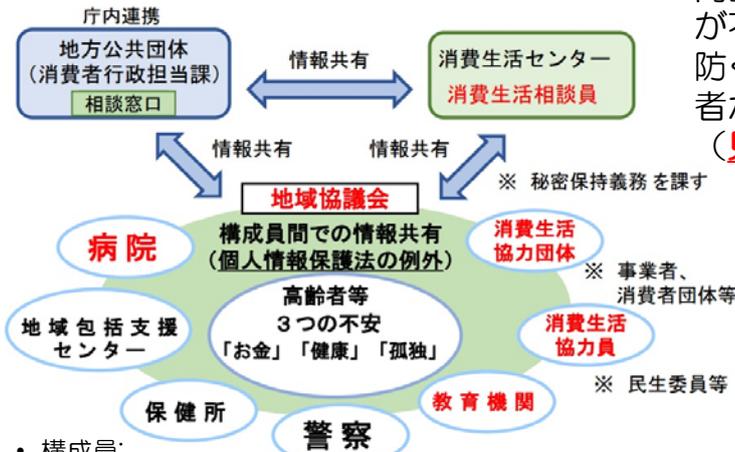
- なぜ「情報プラットフォーム」が重要だと考えるのか
 - 情報プラットフォームは、人の力を増幅する可能性がある
 - スケーラブルでセキュアな情報プラットフォームこそが、コスト、持続性も含め、個人情報の保護と利活用の問題解決に繋がる
- スケーラブルな情報プラットフォームの壁
 - ボトムアップに作られる紙ベースの延長上システムと、そうしたことに起因する散在したスモールデータ問題
 - マルチステークホルダー&プライバシーポリシーの不整合（プライバシー）
 - 個人情報保護法制2000個問題など
 - 専門職のアイデンティティ管理等（トラスト）
 - 要配慮個人情報をより扱う（アクセス権限管理が必要な）専門職の組織を超えたアイデンティティ管理が重要ははずだが、こうしたものが皆無
- セキュアな情報プラットフォームの壁
 - 多くのプロジェクトは個人情報の利活用により社会課題の解決を目指している
 - 個人情報の利活用に関して「同意」の問題にのみ関心がある。

解決へのアプローチ -- 個人情報保護法の立て付け

- 1章 総則 1条 - 3条
 - 1条（目的）
 - 2条（定義）
 - 2条1項 この法律において「個人情報」とは
 - 「特定の個人を識別」「他の情報と容易に照合」
 - 2条2項 「個人識別符号」、2条3項 「要配慮個人情報」 2条9項 「匿名加工情報」
- 2章 国及び地方公共団体の責務 4条 - 6条
- 3章 個人情報保護に関する基本方針 7条 - 14条
- 4章 個人情報取扱事業者の責務 15条 - 49条
 - 17条 個人情報の取得 17条2項 要配慮個人情報の取得
 - 20条 安全管理措置
 - 23条 第三者提供の制限
 - 23条第1項 法令に基づく場合 → 改正消費者安全法、次世代医療基盤法等
 - 36条 匿名加工情報の作成等
 - 39条 匿名加工情報の安全管理措置努力義務
- 5章 個人情報保護委員会
- 6章 雑則
 - （適用除外）第76条 76条1項3号 学術研究の用に供する目的
 - 第4章の規定（個人情報取扱事業者の責務）は、適用しない

解決へのアプローチ -- 法律に基づく第三者提供と情報共有 **「参考」**
 改正消費者安全法(2014年年6月改正)の場合
 (不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律)

「見守りネットワーク」における地域の連携イメージ



高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携した消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）を構築

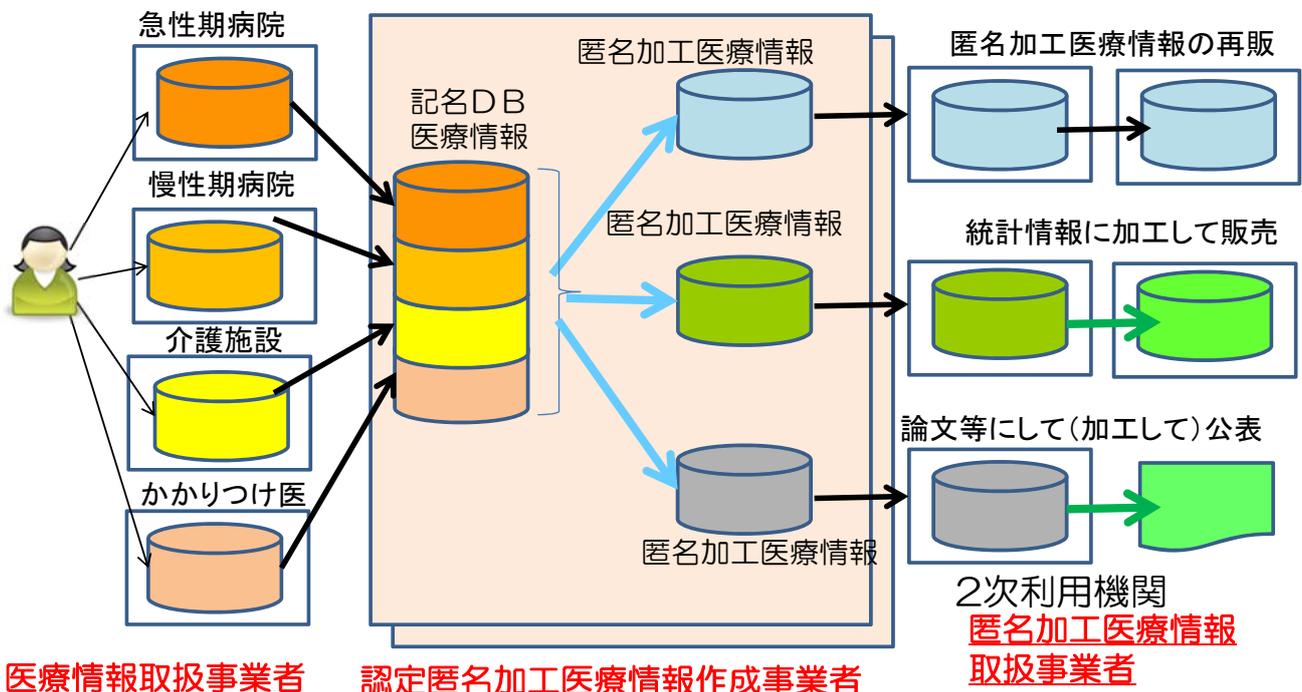
- ・ 構成員:
 - ・ 地方公共団体の機関(消費生活センター等)
 - ・ 医療・福祉関係(病院、地域包括支援センター、介護サービス事業者、保健所、民生委員・児童委員等)
 - ・ 警察・司法関係(法テラス、弁護士、司法書士等)
 - ・ 教育関係(教育委員会等)
 - ・ 事業者関係(商店街、コンビニ、生協、農協、宅配事業者、金融機関等)
 - ・ 消費者団体、町内会等の地縁団体、ボランティア
- ・ **他分野のネットワークとの連携(福祉、防災等)**

- ・ 法第11条の2
 - ・ 「法令に基づく場合」として、**個人情報**の第三者への**提供を法的に可能**とする
- ・ 法第11条の4 第3項
 - ・ 協議会の**構成員**との間で地域で特に**配慮を要する消費者の見守りのため個人情報**の共有ができること

出典:
http://www.caa.go.jp/region/pdf15/index3_br_kinki_0018.pdf
 消費者安全法の改正(平成26年6月)
 ・ <http://www.caa.go.jp/region/index11.html>

解決へのアプローチ-- 「次世代医療基盤法」のスキーム **「参考」**

- ・ 次世代医療基盤法で定義された(散在した)「医療情報」の2次利用が可能
- ・ (散在した)「医療情報」の結合(JOIN)後の匿名加工情報が作成可能



「第3者提供先の信頼」「情報共有の信頼」 信頼（トラスト）

「参考」



セキュアで
スケーラブルな
情報プラットフォーム
が必要???

- 本人
 - 第3者提供先への信頼（1次利用、2次利用）
 - 2次利用の同意するインセンティブ
- 1次データホルダー
 - 第3者提供のインセンティブ
 - 第3者提供のための同意取得の手間／コスト
 - 第3者提供先の信頼（問題解決能力、安全管理措置、プライバシー・バイ・デザイン）
 - 法律に基づく第3者提供の場合の制度の曖昧さ
- 第3者提供先
 - 1次データホルダーから取得するコスト
 - 安全管理措置などのコスト
 - 法律に基づく第3者提供の場合の制度の曖昧さ

- Privacy by design
- きめ細かい細かいアクセス制御
- アクセスログの監査等に対応
- 同意等の証跡、履歴
- 運用の透明性
- 情報共有と共に適切な情報分離
- Etc..

- 人によるネットワークだけの情報共有においては、各ステークホルダーによる守秘義務だけが頼り。
- 今後の社会においては、ビッグデータの利活用も前提としたセキュアでスケーラブルな情報プラットフォームが必要（なのでは？）

© 2018 SECOM CO.,LTD.

19

まとめ？

「参考」

- 個人情報の活用から見た公私領域の本質的な問題??--散在するスモールデータ問題
 - 1次利用-- マルチステークホルダーでの情報共有が困難
 - 2次利用 --小規模な1次データホルダーによる匿名加工情報は役に立たない
- 要求・そもそも何をやりたいのか？
 - 目標が定まっているのかの意識合わせが必要？
- 実現したい第3者提供・情報共有に対しての課題 → 個人情報研究会での議論
 - 「要求・そもそも何をやりたいのか？」の認識を合わせた上で再度課題の整理が必要ではないか？
- 「同意」に関しての制度的なアプローチ
 - 個人情報保護法の例外を定める法制度
 - この例外の法制度を有効に機能させるための仕組み
- 「第3者提供先の信頼」「情報共有の信頼」
 - #そもそも「第3者提供先」「情報共有」の機関が、個人情報を適切に管理でき、その個人情報の利用が社会に役立てられるのならば、多くの問題は解決できる。
 - そもそも、これが難しい。難しいところを、「同意」の観点からだけで解決しようとしているところに違和感がある（無理がある）。
- 「第3者提供先の信頼」「情報共有の信頼」今後の解決の方向性???
- コストの問題を解決するセキュアでスケーラブルな情報プラットフォーム
- 暗号技術を駆使して小さなTTPで実現できないか？

© 2018 SECOM CO.,LTD.

20

お問い合わせ先

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）社会技術研究開発センター（RISTEX）

「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」研究開発領域

TEL：03-5214-0133 E-mail：pp-info@jst.go.jp



安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築
Creating a Safe and Secure Living Environment in the Changing Public and Private Spheres

本資料の無断複製・転載を禁止します。